

第2章

令和6年度 果樹産地における後継者・担い手育成 の取組調査調書

内容

| | |
|--|----|
| 調書番号 001(JAおおいた日田梨部会) | 1 |
| 調書番号 002(JA鳥取中央) | 8 |
| 調書番号 003(長野市若穂綿内東町地区実行委員会) | 18 |
| 調書番号 004(稲毛田なし団地利用組合) | 27 |
| 調書番号 005(庄内梨園流動化促進協議会) | 32 |
| 調書番号 006(明和町ナシ産地構造改革協議会) | 40 |
| 調書番号 007(福島県桑折町) | 47 |
| 調書番号 008(豊田市農ライフ創生センター) | 53 |
| 調書番号 009(農事組合法人世羅幸水農園) | 60 |
| 調書番号 010(JALしまね出雲地区本部、出雲市) | 67 |
| 調書番号 011(香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部) | 75 |

注)まとめに当たって、その特徴に基づいて類型化しており、その考え方は次のとおり。

A類型:組織によるトレーニングファーム運営型(組織が遊休園地等を活用してトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施。トレーニングファームが生産中止生産者等の園地を借入れ、維持管理機能を担う。組織によって、研修修了後に一部の研修園地の利用権を切り替えて独立就農を支援。)

B類型:生産者園地での研修型(産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導により研修を実施。県の農業者大学校等と連携して座学や資格取得の研修も組み込む。研修指導する生産者が中心となって新規就農者への園地等の継承や地域への溶け込みを支援。)

C類型:園地の集約・整備主導型(遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、入植者、新規就農者、他作物栽培生産者等を募って造成園地での果樹経営を振興。新たな果樹産地の形成につながる例もあり。)

D類型:移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ型(自治体とJA等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせることで推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施。新規就農者の育成と連動させるため、JA、市町村、県普及組織が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策を実施。)

調書番号 001 (JAおおいた日田梨部会)

後継者・担い手育成(園地の整備)の取組みの調書

1. 組織名: JAおおいた日田梨部会
2. 対応者: JA おおいた日田梨部会 入江地区入植者
判田 紀一 氏、判田 晋作 氏、堀 健四郎 氏
大分県西部振興局生産流通部園芸第一班 技師 笠木 啓喜 氏
3. 日時: 令和6年12月24日
4. 方法: 現地調査
5. 調査内容(組織の取組み、省力樹形の導入)

【取組み類型: C(D) 類型】

(ア) 産地の概要と取組みのきっかけ

- ・ 日田市は周囲を山に囲まれ、市全体面積の8割超が森林で、盆地のため寒暖差が大きく降水量が多い。なし栽培は明治45年(1912年)に導入され、栽培が適していることから植栽が広がった。
- ・ 昭和40年(1965年)に日田市農協梨部会が結成され、昭和50年代から農業構造改善事業でなし園の造成・新植が進み、選果場が各地に整備され、なし産地として急速に発展した。平成29年(2017年)時点でなし栽培面積219ha(当時で県内の約6割)。
- ・ なお、令和5年の実績をみると、部会員数82名、栽培面積130ha(県内の約4割)、取扱量2,756トン、販売金額12億3千万円となっている。
- ・ 平成29年7月、九州北部豪雨災害が発生。日田市も観測史上最大の豪雨災害を被り、日田梨産地では、小野地区を中心に、農産物、施設等併せて総額1.3億円の被害を受けた(写真1)。
- ・ 災害発生を契機に、JAおおいた日田梨部会と関係機関は、被災地の復旧・復興と併せて、部会生産者の減少と高齢化等による産地の衰退を防ぎ次世代に日田梨を引き継ぐため、平成29年9月に「日田梨創造的復興プロジェクト」を立ち上げ、将来を見据えた復興策を検討。

(イ) 日田梨創造的復興プロジェクト等

- ・ プロジェクトの構成員は、日田梨部会(7小組合、日田梨研究同志会)、JAおおいた中西部事業部、日田市、日田市農業委員会、大分県(西部振興局、園芸振興課、地域農業振興課)で、日田梨部会長がプロジェクトリーダーを務め、プロジェクトの基本的考え方と検討事項をとりまとめ。
- ・ プロジェクトの基本的考え方を、1) 災害の少ない平坦地への拡大、2) 早期成園化・省力化技術の導入、3) リース方式による初期負担の軽減と定め、次の具体的な対策を検討した(作業部会やモデル団地候補園ごとの打ち合わせなど令和2年12月までに160回に及ぶ検討)。
 - ① 担い手確保対策: 親元就農、第三者継承等情報収集、日田梨ファーマーズスクールの設置
 - ② 農地対策: 園地広報農地情報収集、園地マップ作成、農地中間管理機構活用
 - ③ ミニ団地設置構想: 事業実施主体検討(JA)、リース構想、活用事業、品種検討、参入意向把握
 - ④ 大苗育苗施設対策: 大苗工場新規設置計画、改植による園地若返り推進
- ・ 平成29年度農業施設等復旧支援事業(H29~30)により、被災した果樹棚の再建・再取得の支援(32件)、大苗育苗施設の整備(3か所、1,800本/年の苗木生産)、モデル園地

(竜体山)の整備(なし園44a、2名入植)を実施した(写真2)。

(ウ) 日田梨リース団地の整備

- ・ 西の山地区、入江地区、高尾原地区の計3地区をモデル団地として、合計4.3haの農地を集積し、基盤整備事業による農地造成、暗きょ排水、用水路整備、果樹棚施設整備を実施。果樹経営支援事業による新植を実施(図1)。
- ・ 令和2年度末に、日田梨リース団地としてなし新植園3.9haが完成(写真3)。3か所のリース団地に担い手10名が入植(30代～60代)。西の山地区(団地0.7ha、入植者2名)、入江地区(団地2.0ha、入植者5名)、高尾原地区(団地1.2ha、入植者3名)
- ・ 水田転換園である入江地区では造成後に排水不良が発生したことから、追加工事による排水対策、完成後の湧水発生・排水不良について生産者が協力して事後対策を実施し排水不良を改善。その後順調に生育(写真4)。
- ・ また、平成29年豪雨で大きな被害を受けた^{なぎの} 椰野地区にも0.9haのリース団地を整備する予定で、令和6年度に基盤整備を行い、令和7年度に果樹棚整備と苗木植付けを行い、3名が入植する予定。

(エ) 流線型仕立栽培の導入とその効果

- ・ リース団地では、大分県の試験研究機関が開発した、早期成園化ができる流線型仕立栽培を導入。
- ・ 流線型仕立栽培は、専用育苗施設で1本主枝の大苗(2年生)を育成後、主枝が一定方向になるように斜立して植栽し、その主枝の両側に果実を付ける枝(側枝)を均等に配置するコンパクトな樹形(図2)である。
- ・ 植付け3年後から着果し、収量が早期に増加し、成園に達するのが早い。管理面では、樹形が画一的になることから、熟練技術が必要なせん定・誘引作業の簡素化・効率化が図られ、動線が一定になることから各種の作業効率も高まる。
- ・ 収量については、あきづきの流線型仕立栽培の成園(植栽して15年程度経過)で4～5トン/10aであり、慣行栽培(3本主枝)の成園が3～4トン/10aなので収量は良くなる。
- ・ リース団地では、令和3年に大苗を新植し、樹の生育が良いところでは、2年目の令和4年から着果が始まり、3年目の令和5年から本格的な着果が始まっている(写真5)。
- ・ リース団地の品種構成は、幸水、豊水、あきづきで、県の指導によりの台風や高温障害のリスクを避けることができる収穫時期の早いもので、無袋栽培の品種を植え付けている(豊水、あきづきで8～9割を占める)。
- ・ 日田産地で見ると、流線型仕立の栽培面積は8ha程度で、品種構成は豊水37%、あきづき31%、幸水24%となっている。産地全体のなし栽培面積が約130haで、他産地に比べて新高などの晩生品種の栽培が多い。流線型仕立栽培はまだまだ普及の余地はある。
- ・ 大苗育苗場については、部会で3地区に設置し育苗を生産者に委託。最近の流線型仕立栽培では1年生の苗を植えて斜立に誘引する場合もある。
- ・ 県が流線型仕立栽培を開発した際には、1本主枝の大苗を斜立で植えて形を定めて、未収益期間をできるだけ短くする考え方であった。その後、現場での適用において、1年生苗を植えても3年程度で樹の成長が大苗を植えたものに追いつくことが分かった。
- ・ 入江地区リース団地に入植した若手生産者3名(30～50歳代)は、親から事業継承して、現在なし園を経営している。それぞれの経営状況は以下のとおり。
 - ▶ 急斜面で立地条件の悪い園地をやめてリース団地50aに移行した。同地区内(平場)にある既存の慣行栽培(3本仕立)なし園1haと合わせる計1.5haを経営
 - ▶ 既存の慣行栽培園が1.2haで、リース団地が40aで、計1.6haを経営
 - ▶ 既存の慣行栽培園が1.5haで、リース団地が60aで、計2.1haを経営

- ・ 生産者3名のリース団地(流線型仕立栽培)に対する声は次のとおり。
 - ① 両者の栽培管理作業を比較すると、1) 流線型仕立栽培が主枝・側枝の配置により直線的に作業を進めることができること、2) 1つの品種を固めて植栽しており園地の中の移動が少なく作業ができること、3) せん定作業についても枝の配置が単純なので3本主枝の慣行栽培に比べて熟練度が不要ないといったメリットがある(写真6)。
 - ② 流線型仕立栽培の作業全体をみると、慣行栽培の3分1程度の作業時間で済む印象があり、慣行栽培のみであったのなら、ここまで栽培面積を広げることはできなかつたであろうと思っている。
 - ③ また、慣行栽培は4m間隔で3本主枝を円状に広げていくので、樹が枯れると園地が大きく空いてしまうが、流線型仕立栽培の場合は3.5m間隔であり樹が枯れても園地が大きく空くことはなく、隙間を埋めるための補植も容易にできる。
 - ④ 収量でみると、今年4年目で未成園であるが、50aで8～9トンの収穫量。1～2年先には側枝が園地を覆うのでさらに収量が上がることが期待できる。なお、慣行栽培の新植であれば現在の収量を得ることはできなかつたと思っている。
 - ⑤ 流線型仕立栽培の3品種のうち、豊水、あきづきは適性が良いと思う。幸水は胴枯れ病が出やすい。1本主枝なので胴枯れ病が出るとすべて伐採しなければならず、やや栽培が難しい。
 - ⑥ 一般的な1年生苗での流線型仕立栽培は、主枝の伸長に合わせて誘引等小まめな管理が求められるが、大苗では植付け時に主枝ラインが出来ており省力的である。また、初着果が1年程度早くなるが、大苗の育苗過程で頻繁に給水して成長促進させるため、上記の幸水等は、胴枯れ病などが発生しやすい傾向がある。
 - ⑦ 既存園でも樹齢が上がり古くなっているので、計画的に更新している。また、樹が枯れた場合の補植もしている。それらの際は流線型仕立栽培や一文字仕立栽培などの省力的な樹形を取り入れている。
 - ⑧ 自分たちよりも先に先輩たちが流線型仕立栽培に取り組んで10数年経過した園があり、部会で研修会を開いてもらったり、個別にアドバイスを受けた。そのお手本を見て流線型仕立栽培に取り組んだ。
 - ⑨ 親元就農した若手生産者は流線型仕立栽培に関心を有している者もあり、経営継承後に新技術に挑戦してくれると良いと考えている。
 - ⑩ 継承した既存の成園を維持・管理しつつ新たな園地を開くには相当のエネルギーが必要であり、親の手伝いが得られない場合は非常に大変であるが、これから流線形仕立栽培の導入を考える人に伝えるのが使命と考えている。
 - ⑪ 自分たちがリース団地での流線型仕立栽培で成果を挙げていることが、椰野地区で新たなリース団地の開発につながっており、他産地の生産者も含めかなりの視察を受入れている。

(オ) 今後の新規就農、園地継承等の展望・課題

- ・ 日田梨ファーマーズスクールにおいて、今年の春に1名の生産者が研修修了し、リタイアした生産者の成園を継承した。また、今年から夫婦が新たにファーマーズスクールで研修を開始しており、生産者不在となった園(近隣生産者が中間管理し半分程度を改植)を継承して来年、新規就農見込みである。
- ・ 流線型仕立栽培については、マニュアルを作成しておりほぼ完成の段階である。これまでは普及の重点指導で対応してきた。
- ・ 資材費が高騰したため、なし棚整備等の費用が1.5倍以上に高騰。
- ・ 高温障害については、新高、新興などの晩生種はかなり被害が出て、出荷量が3割減となっている。他方、幸水、豊水などは春先の天候に恵まれ豊作を予想していたが、猛暑の影響

により収穫期の前進と小玉化傾向が見られた。

- ・ 鳥獣被害が民家のあるところでもひどいので、園地を鉄柵で覆うのは必須。

(カ) 収穫したなしの販路等

- ・ 市場出荷がメインで、7月下旬の幸水から翌年2月の晩三吉まで長期販売に取り組む。
- ・ 令和5年度の品種別の出荷割合は下表のとおり。

(単位:%)

| 7-8月 | 8月 | 8-9月 | 9月 | 9-10月 | 10-11月 | 12月 | 12-2月 | |
|------|------|------|------|-------|--------|-----|-------|-----|
| 幸水 | 20世紀 | 豊水 | あきづき | 新高 | 新興 | 豊里 | 晩三吉 | その他 |
| 14.6 | 0.6 | 31.2 | 13.0 | 20.5 | 13.6 | 1.8 | 2.6 | 1.8 |

- ・ なしの輸出は平成18年から本格化し、現在は新高*を中心に台湾、香港、タイ等に輸出。ベトナムへの輸出は平成29年から開始した。
*新高は果実が大きく丸いため、中秋節の需要が高い。
- ・ 輸出強化、販売ピーク分散のため、所蔵用冷蔵庫(100トン)を平成27年に整備した。
- ・ 令和5年度の輸出実績は下表のとおりで、国別の内訳は、台湾62トン、香港30トン、タイ・ベトナム各18トン、その他2トンとなっている。

(単位:トン)

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 輸出量 | 99 | 100 | 116 | 118 | 122 | 102 | 100 | 127 | 130 |



写真1 平成29年九州北部豪雨災害の状況(日田市のなし園地)



大苗育苗施設(東有田)

モデル園地(竜体山)

写真2 平成29年度農業施設等復旧支援事業(H29~30)の実施状況

農地耕作条件改善事業

(基盤整備)⇒ハード事業

- 土壤改良
20cm表土(牛糞堆肥混和)
+80cm心土破碎(バーク堆肥混和)
- 暗渠排水
- 用水施設

(栽培施設整備)⇒ソフト事業

- 果樹棚
- 灌水設備
- 防霜ファン
- 防蛾灯
- 防鳥ネット

果樹経営支援対策事業

(植栽等)

- 新植
- 未収益期間支援

(栽培施設整備)

- 防風ネット

その他

(栽培施設整備)

- 獣害柵

図1 日田梨リース団地の整備事業



①西の山地区 (棚面積 0.7ha)



②入江地区 (棚面積 2.0ha)



③高尾原地区 (棚面積 1.2ha)

写真3 日田梨リース団地3地区の完成状況



写真4 リース団地(入江地区)の水田畑地化の取組み状況

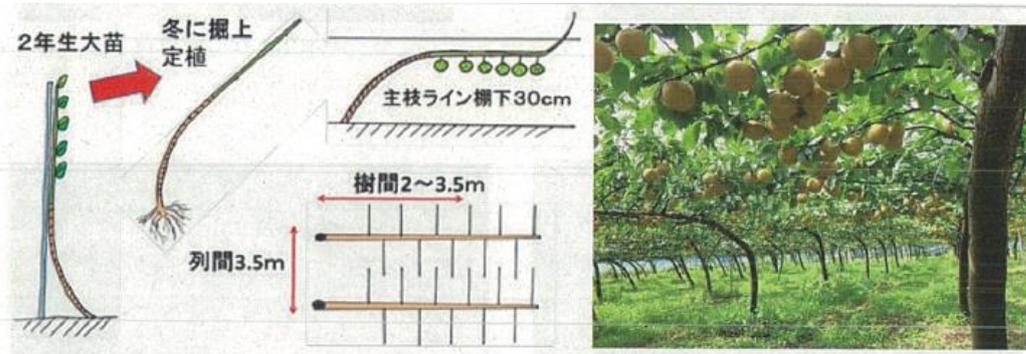


図2 流線型仕立栽培イメージと着果の状況(写真右;幸水)



写真5 リース団地(入江地区)のなしの着果状況(令和5年、幸水)



写真6 日田梨リース団地(入江地区)の現況(令和6年12月撮影)

写真上;なし団地ほ場(20a)の全景、下左;大苗(2年生)を斜立して植栽したもの(自然交配が進むよう豊水とあきづきの列を交互に、また、側枝が埋まりやすいように斜立の向きを反対にして植えている)

下右;斜立植栽間(3.5m)の作業動線と着果側枝の様子(側枝誘引が一方向で、かつ作業も直線的に進めることができる)

調書番号 002(JA鳥取中央)

後継者・担い手育成(園地整備)の取組みの調書

1. 組織名:JA鳥取中央(湯梨浜サテライトセンター)
2. 対応者:JA鳥取中央
中央営農センター次長兼湯梨浜サテライトセンター果実園芸課長 山本 展史 氏
湯梨浜サテライトセンター果実園芸課 小林 祐樹 氏
北栄営農センター果実園芸課長 川上 雅弘 氏
3. 日時:令和6年6月27日
4. 方法:現地調査
(全国果樹農業・近未来シンポジウム(令和6年2月9日開催)の情報等により補足)
5. 調査内容(組織の取組み、省力樹形の導入)

【取組み類型:C類型】

(ア) 取組み開始の経緯

- ・ 湯梨浜町は、明治39年に二十世紀なしを導入した100年以上栽培の続く産地で、東郷梨として鳥取県でも有数の産地。昭和時代までは山沿いの急傾斜地になし園が広がっていたが、昭和後半から平成にかけて梨団地が造成され、生産者が移っていった経緯がある(昭和時代に比べれば急傾斜(傾斜度20度以上)のなし園は減っているものの、現在でも2割程度はあり、未だにモノラックにより園内の運搬をするところもあり)。
- ・ 東郷果実部のなし生産者数は減少し続けており、生産面積も減少している(生産面積で見ると二十世紀が3分の2を占めている)。平成元年(35年前)と較べると、令和5年度の生産者数が3分の1以下、二十世紀の栽培面積が6分の1以下に減少(図1)。
- ・ 他方、なしの生産量については、4～5年前までは減少傾向であったが、近年の大玉化により最近はやや増加傾向にあり、販売単価の上昇により販売額は増加。
- ・ 部会員の平均年齢は、平成28年実施の東郷梨果実部生産者へのアンケートでは64.6歳であったのが、令和元年(3年後)に67.6歳と3歳増加。特に、80歳以上(8%→15～16%)70～79歳(32%→29～33%、40歳以下(8%→4～8%)と高齢化が進行。さらに、後継者がいない生産者の割合が84～86%と後継者不足は改善せず。
- ・ 他方、28年度アンケートで、将来的になし園を伐採するとの回答が72%を占め、なし園貸出に肯定的な回答が28%に留まっていることから、産地のなし産業を維持するためには、新たななし園の整備により、省力的栽培の導入による生産力の増強が必要。
- ・ そこでJA鳥取中央は、鳥取県庁が企画・実施した戦略的スーパー園芸団地整備事業*を活用して、平成28年度から事業実施主体として梨団地整備を開始。
*遊休農地を活用して梨団地を整備し、県オリジナル品種「新甘泉」と省力生産・未収益期間短縮が可能なジョイント栽培を導入すること等による生産力増強策。

(イ) 梨団地の整備の進め方

- ・ JAは湯梨浜町に計5か所の梨団地造成を目標として企画立案。関係機関の協力・役割分担を明確にして、順次、造成に取り組み、造成後に課題を洗い出して次の団地造成において改善。
- ・ また、28年のアンケート時点では、新たな梨団地に入植を希望する者が少なかったことから、入植者候補のリストアップを実施(図2)。
- ・ 令和5年度までに3か所整備済みで、新たに1か所を着手(図3)。
- ・ 梨団地整備の進め方については、山田谷スーパー梨団地の整備を例にとると、湯梨浜町

土地改良区が遊休園地の集積・集約を進め、それと並行して、JAが入植者を募集し、入植予定者を選定。その後、JAが園地整備（基盤整備、土壌改良、棚敷設、灌水施設整備）を実施するとともに、ジョイント栽培用大苗の育苗を開始（図4）。

- ・ 梨団地の整備完了後に選定済み生産者の入植を開始し、JAによる技術指導の下で生産者による苗木の定植を実施（図5）。

(ウ) 梨団地への入植者募集から入植・定着支援までの進め方

- ・ 梨団地への入植者は、梨団地整備事業の実施前に募集し、入植予定者を決める。入植者は地域内に園地を有しなし経営をされており増反目的で応募する者の中から決めている。
- ・ 1団地に4人一組の入植が基本で、ベテランのなし生産者と新規就農者の組合せにより入植。苗の定植段階から入植し共同で作業を行うことで団地内の入植者間の連帯感・主体性を醸成。また、団地内で新規就農者がベテラン生産者から栽培技術を教えてもらうことができる。
- ・ 入植者の負担については、棚設置以外の団地整備費及び大苗準備費の補助金残額を入植時に一括又は分割（14年）して支払う。また、なし棚についてはJAから15年リースで借り受け、経営開始後にリース料を支払う（地代は地権者に支払い）。
- ・ 県普及とJAが入植者に対して栽培技術等の営農指導を行う（例えば、松崎駅前南生産団地では、年に数回、団地メンバーが参加する普及所の指導講習会を開催）。

(エ) 入植する新規就農者の育成方法

- ・ 県農大での研修や先進農家の指導による実践的研修を修了した者で、湯梨浜町でなし経営を志望する者に対して、優良な二十世紀なし圃場に関する情報を提供し、園地継承による経営の確立を支援。
- ・ 梨団地の整備計画の段階から、なし生産者として新規就農し、団地入植の応募者から入植予定者を選定。
- ・ 入植後の新規就農者に対しては防除作業委託による現金収入の確保を支援（例えば、松崎駅前南生産団地では、乗用式スピードスプレーヤー2台を共同所有し、新規就農者2名がオペレーターとして共同防除を実施。他の団地メンバーはオペレーターに防除委託費を支払う）。

(オ) これまでの梨団地整備の実績

- ・ 山田谷スーパー梨団地では、平成28年度に団地整備（73a）及び大苗育苗を開始。平成30年度に入植を開始し苗を定植（1,300本）。園地整備・大苗育成等には県のスーパー梨団地整備事業（4分の3補助）を活用し、別事業により農機等も助成（図6）。令和2年に初収穫（写真1）。
- ・ 曲スーパー梨団地では、平成29年度に団地整備（34a）を開始、また、大苗育成は山林樹苗協同組合に委託。令和元年度に入植を開始し苗を定植（630本）。活用した事業は上記と同じ（図7）。令和3年に初収穫。
- ・ 松崎駅南梨生産団地では、水田を転換し観光園を含む多目的果樹園を整備。平成29年度に測量・1次造成を開始し、平成30年度に2次造成・暗渠排水の整備と苗木の育成。令和元年度に入植を開始し苗を定植（計2,464本；新甘泉1,519本、王秋864本、おきゴールド49本、交配樹32本）。活用した事業は農地耕作条件整備事業（国55%、県20%、町20%、受益者5%）（図8）。令和4年に初収穫（写真2）。
- ・ 山田谷スーパー梨団地は、果樹園のリノベーション工事なので県単独の補助でも実施できたが、松崎駅南梨生産団地では、畑地造成であり、水田の表土を一旦取除いて、外部の土を入れ嵩上げた後に表土を戻す工事であったため工事費が高く、国の事業を利用して生産者の負担軽減をしなければ実施できなかった。

(カ) 梨団地整備事業の成功のポイント

- ・ 栽培技術、JAの体制、整備の計画、県の助成措置の面から成功のポイントを整理すると以下のとおり
 - ① 市場評価の高い品種「新甘泉」のジョイント栽培技術が確立していたこと。
 - ② JAによる新甘泉のジョイント栽培指導及び専用大苗供給が可能であったこと。
 - ③ JA組織としてなし棚(固定資産)のリース事業や担当者の作業労務増に対応できる体制があり、産地維持のために団地整備の必要性についての共通認識があったこと。
 - ④ 入植者全員が園地を有し、団地では1人当たり20a程度で増反分の栽培としたこと。
 - ⑤ 入植時期を苗木の定植前とし協力して作業することにより入植者間の連帯と主体性が醸成できたこと(→これによりJAによる団地の中間保有・管理を避けることができた)。
 - ⑥ 1つの団地の入植をベテラン生産者と新規就農者の組合せとし、日頃の栽培において新規就農者がベテランから教わることが出来たこと。

(キ) 梨団地整備事業等の効果

- ・ 一連の梨団地の整備等による新甘泉栽培の拡大を産地として取り組んだ結果、「なし栽培により儲かる」との意識が産地の生産者に広がり、一旦社会人として就職しても親元に戻って就農しその後独立したり、Iターンによりなし農家を目指すなど、若手のなし栽培後継者が増えている。
- ・ 整備済み梨団地での栽培状況を見せた結果、平成28年当時は「入植希望なし」が9割を超えていた(図2)のが変わってきており、現在は新たな団地への入植人数枠がすぐに埋まる位の応募がある。
- ・ 新規の梨団地整備に入植した生産者の声は次のとおり。
 - ① (親元就農者) 作業性の良い園地での経営を希望して入植した。昔の園地の棚の高さは低く、作業を屈んでする必要があり、足腰への負担も大きい。他方、団地の棚の高さは高く作業性も良いので、梨団地を見て、今後入植を希望する人も増えるのではないかと思う。
 - ② かん水施設も整い蛇口の開閉でかん水もコントロールでき、防除も共同で一斉防除(団地で2台の乗用式スピードスプレーヤーを共有しており、団地入植者の若手2名がオペレーターとして防除作業を一括実施)することができる。乗用モアも団地で共有し各自で使用している。
 - ③ (新規就農者) 草刈り、肥料散布なども慣行栽培園は棚が低く屈んだ作業となるために身体的にきついものに対して、梨団地は立った姿勢での作業ができ身体の負担は少ない。側枝の張り方も単純なので授粉や摘果などの作業は梨団地の方が単純で楽であり、摘果等の作業に臨時雇用しているが作業がしやすいと言っている。
 - ④ 新規就農して条件の良いなし園に入植でき、また条件の良いなし園を継承することができ、良いなしが作れているので、やって良かったと思っている。新規就農の立場からすると初期投資がほとんど必要なかったというのは大きなメリットであった。

(ク) ジョイント栽培の導入とその効果

- ・ 慣行栽培では、これまで高い技術と成園化するまでの期間・労力・費用を要したが、ジョイント栽培を導入することでそれらが軽減され、新規就農者(退職就農者を含む)でも取り組みやすい栽培体系となった。
- ・ ジョイント栽培の導入当初は新甘泉が多かったが、最近では産地として二十世紀を守るということで二十世紀にもジョイント栽培の導入が始まっている。
- ・ ジョイント栽培用の大苗は、琴浦地区にJA管理の大苗育苗施設があり、生産者が購入した1年生苗を委託により育苗し、2年生苗にして11月～12月に本圃に移植している。

- ・ ジョイント接木時期は、春(推奨)と秋であり、接木指導は果実部指導員、県普及員、JA指導員が、指導会や栽培研修会等において指導している。
- ・ ジョイント栽培の導入に係る苗購入から植付けまでは県からの補助金が手当てされており、生産者の持ち出しはほとんどない状況。
- ・ ジョイント栽培の梨団地に入植した生産者の声は次のとおり。
 - ① ジョイント栽培は慣行樹形に比べて作業がしやすい。摘果等の臨時作業を頼む場合も作業指示がし易い。
 - ② 例えば、普通仕立てのなし園で樹齢が30年を超えると枝が入り組んでおり、袋掛け作業を例にとると、ジョイント栽培の方が作業効率は倍になる感覚。ジョイント栽培の場合、枝が密になっていても方向性が揃っているため、授粉・摘果、袋掛け、枝の誘引等の管理作業効率が良くなる(交配漏れもなくなる)。
 - ③ ジョイント栽培で技術的に特に難しい点はない。枝を密にするか、疎にするかの相違はあるが、鳥取県のマニュアルや普及員の指導があるので、その通りやれば失敗したという話は聞いたことがない。
 - ④ ジョイント栽培は初めての経験で、興味もあった。昔からのなし生産者はジョイント栽培には様子見の感があるが、ここの団地も含めて増えてくれば産地の生産者の見方も変わらと思う。

(ケ) その他園地継承の支援状況

- ・ 優良園地の継承支援として以下の事業がある。
 - ① 新規就農者等受入準備支援事業:新規就農者が賃借するまでの間、生産部が行う有料円の維持管理に係る経費(40万円/10a)の奨励金の支払い。
 - ② 有料果樹園継承促進事業奨励金:45歳未満の新規就農者に対し10年以上賃借する場合に10万円/10aを、譲渡する場合に40万円/10aの奨励金の支払い。
- ・ しかしながら、実績はわずか*で、園地継承を勧めてもほ場条件等で折り合いが付かずほとんどが廃園となっている。特に、急傾斜等の条件の悪い園地から栽培を中止したり、園地内の樹を間伐したりして、次第に経営縮小する生産者が多い。

*R3:1件(30a)譲渡、R4:2件(40a、30a)賃借
- ・ JAでも経営を中止・縮小する生産者を把握し、経営継承のマッチングを行っている。空きそうな園地の情報が入ると数か月内に新規就農希望者等にマッチングする必要があるが、そのような情報をタイミングよく得るのは難しい。最近では地域内での伐採意向に関する情報収集も行い、園地継承のマッチングがうまくいくケースが以前よりは多くなっている。
- ・ 最近では、若手のなし生産者が増えたこともあり、県の事業を使って伐採後のなし園を継承して既存の棚をうまく活用して改植する生産者も出てきている(県単独事業でなしの新品種(新甘泉等)の改植に4分3の補助金を支給)。

(コ) 収穫したなしの販路等

- ・ 系統による市場出荷(関東、関西、中四国)、進物出荷(全国発送)、輸出(台湾、香港等)での販売対応。
- ・ 選果場の方針としては、進物出荷50%以上を継続。
- ・ 令和6年からECサービスによる販売を試験的に取り組む予定。

東郷果実部 梨 生産販売の推移

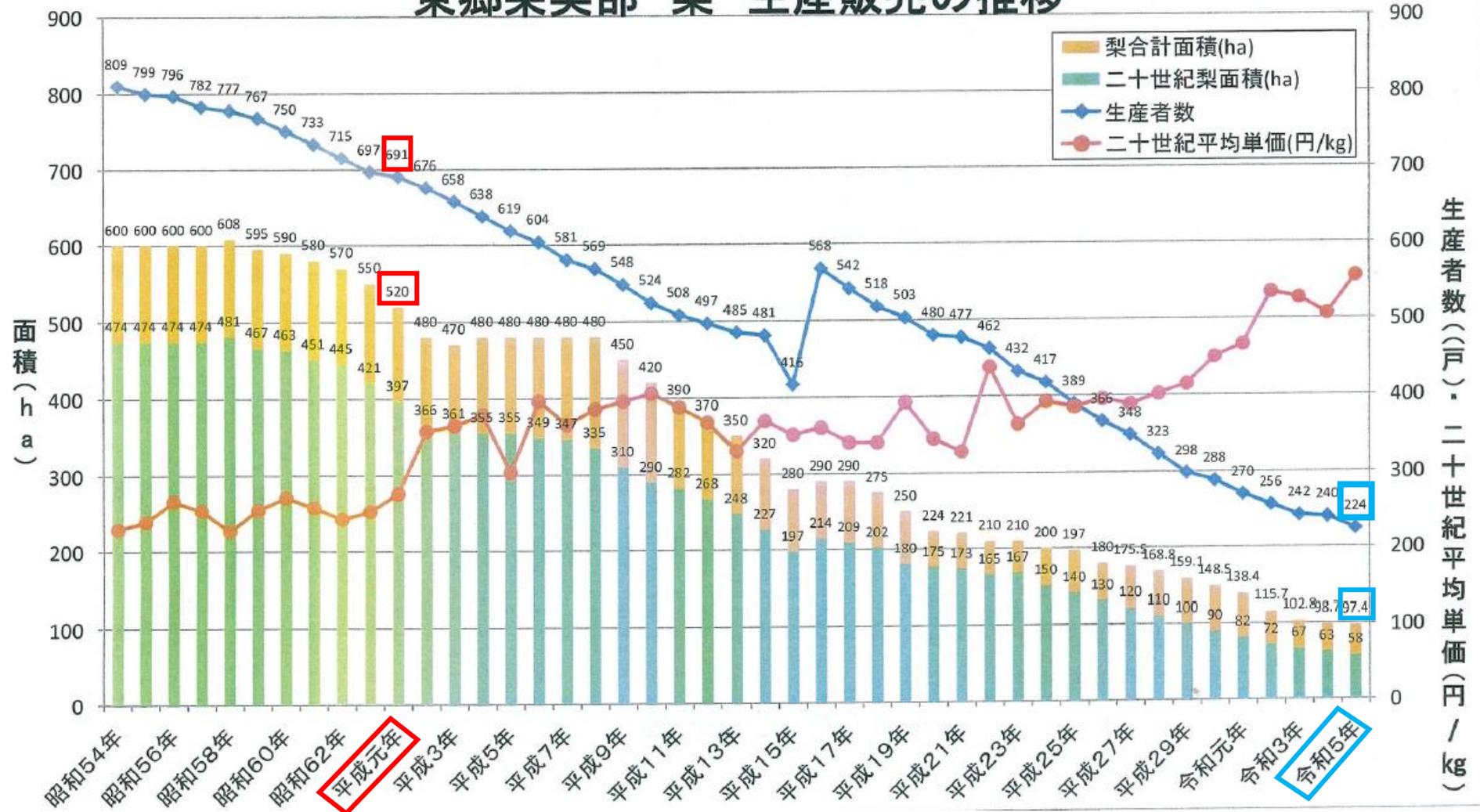


図1 東郷果実部のなしの生産者数、栽培面積等の推移

⑤ジョイント新甘泉の団地への

入植希望はありますか？

30名くらいまで
リストアップ



図2 新たな梨団地への入植希望の状況(H28 アンケートの実施時点)

(チームで取り組む)スーパー梨団地

◎東郷果実部は「5つの団地整備」を目標

| 団地名 | 面積 | 入植者数 | 苗木本数 | 品種 |
|-----------------------|------|------------|----------|---|
| ①山田谷スーパー梨団地 ⇒R2初収穫 | 73a | 4名 (1名) | 1,300本 | 新甘泉 |
| ②曲スーパー梨団地 ⇒R3初収穫 | 34a | 4名 (1名) | 630本 | 新甘泉 |
| ③松崎駅南梨生産団地 ⇒R4初収穫 | 165a | 8名 (2名) | 2,464本 | 新甘泉(1,519本・92a) 王秋(864本・52a) おさゴールド(49本・15a) 交配樹(32本・4a) (長十郎16本+山梨16本) |
| ④今滝梨団地 ⇒R10初収穫予定 | 183a | 10名程度 | 3,000本程度 | 新甘泉、王秋、二十世紀を予定 |
| ⑤門田地区水田転換園 (計画中) | | | | |

※表中「入植者数」の()は新規就農者数

コンセプトは明確に！

図3 JA鳥取中央における梨団地の整備の状況

【事業スキーム①～③ 初期整備】



図4 梨団地整備の状況(農地集積—圃地整備の段階)

【事業スキーム④～⑧ 生産者の入植～定植】

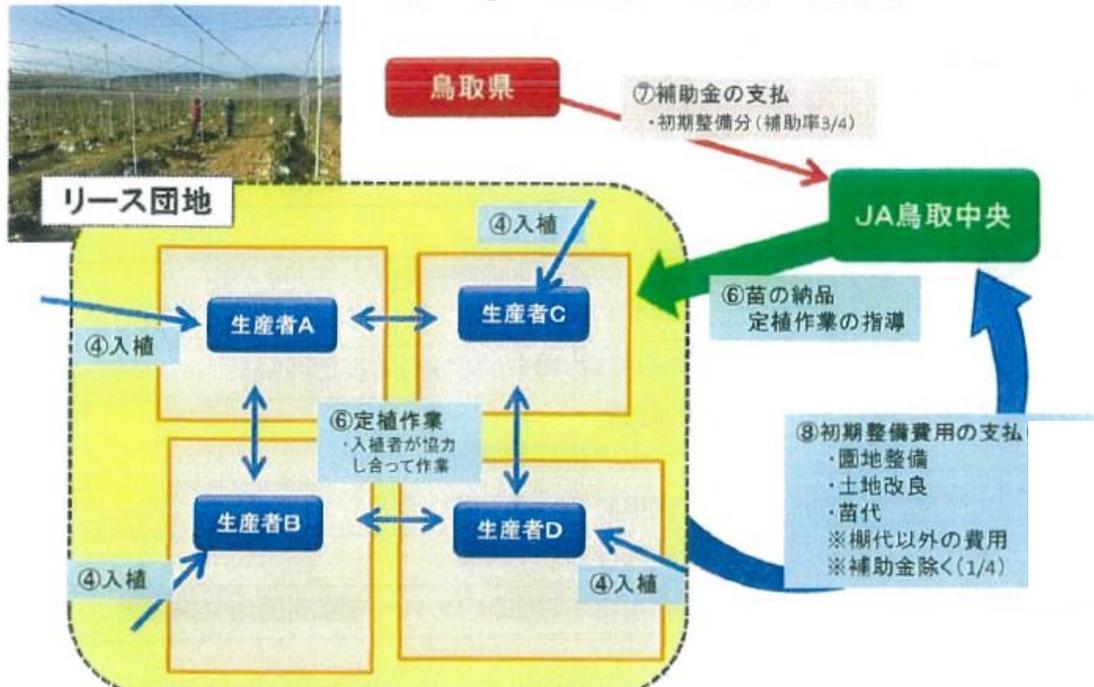


図5 梨団地整備の状況(生産者入植—定植作業)

新甘泉ジョイント網掛け栽培（SSKTプラン）で・・・

【県補助事業】戦略的スーパー園芸団地整備事業（スーパー梨団地整備事業）

(1) 梨団地の**遊休農地を再造成**

(2) 既存の果樹園をホーム果樹園とし増反を目的とした果樹園に

【山田谷梨団地(73a)入植者】

Yさん(退職就農者) Kさん(元JA職員)

Nさん(親元就農者) Kさん(Iターン新規就農者)

「団地に入植して夢を買ってもらいたい！」



| 補助事業名 | 補助内容 | 補助率 |
|--------------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| ★山田谷スーパー梨団地 | | ※全て単県+町含む |
| (A) 戦略的スーパー園芸団地整備事業 (スーパー梨団地整備事業) | 造成・柵・網・灌水 新植経費・大苗木経費 特許料・苗木代 | 3/4 |
| | 借地料支援 | 上限55,000円/10a |
| | 育成奨励金 | 新規自家60万円/10a |
| (B) 梨生産振興事業 (新甘泉秋甘泉特別対策事業) | SS | 3/4 (+やらいや果樹園事業) |
| | 育成奨励金 | 既存20万円/10a |

図6 山田谷スーパー梨団地の整備・補助金活用の状況



写真1 山田谷スーパー梨団地の果樹園の状況(令和6年6月)

新甘泉ジョイント網掛け栽培 (SSKTプラン) で・・・

【県補助事業】戦略的スーパー園芸団地整備事業(スーパー梨団地整備事業)

(1) 梨団地の**遊休農地を再造成**

(2) 既存の果樹園をホーム果樹園とし増反を目的とした果樹園に

【曲梨団地(34a)入植者】

○さん(退職就農者) Iさん(元JA職員)

Iさん(退職就農者) Tさん(婿入り新規就農者)



| 補助事業名 | 補助内容 | 補助率 |
|-------------------------------------|----------------------------|---------------------|
| ♥曲スーパー梨団地 | | ※全て単県+町含む |
| (A)戦略的スーパー園芸団地整備事業 (スーパー梨団地整備事業) | 造成・柵・網・灌水・新植 経費・特許料・苗木代 | 3/4 |
| (B)梨生産振興事業 (新甘泉秋甘泉特別対策事業) | SS | 3/4 (+やらいや果樹園事業) |
| | 育成奨励金 | 20万円/10a |
| (低コスト体制強化事業) | モア | 1/2 (+やらいや果樹園事業) |
| (鳥取梨産地復興・発展加速化事業) | 大苗育苗委託 | 2/3 |

図7 曲スーパー梨団地の整備・補助金活用の状況

新甘泉+王秋ジョイント網掛け栽培 (SSKTプラン) で・・・

【国・県・町補助事業】農地耕作条件改善事業

- (1) 松崎駅南水田を造成して**多目的果樹園の造成**
- (2) 既存の果樹園をホーム果樹園とし増反を目的とした果樹園に

【松崎駅南生産団地(165a)入植者】

Hさん(旧新規就農者) Yさん(元JA職員)
 Dさん(親元就農者) Yさん(退職就農者)
 Mさん(新規就農者) Mさん(現JA職員)
 Yさん(新規就農者) Aさん(Iターン新規就農者)



| 補助事業名 | 補助内容 | 補助率 |
|--|---------------------------------------|---------------------------|
| ◆松崎駅南梨生産団地 | | ※(C)以外は単県+町含む |
| (C)農地耕作条件改善事業 | 造成・柵・網・灌水 新植経費(重機レンタル含) 特許料・苗木代 | 国55%、県20%、町20% (果実部5%) |
| (B)梨生産振興事業 (新甘泉秋甘泉特別対策事業 +やらいや果樹園事業) | SS 育成奨励金 | 3/4 20万円/10a |
| (低コスト体制強化事業 +やらいや果樹園事業) | モア | 1/2 |
| (鳥取梨産地復興・発展加速化事業) | 大苗育苗委託 | 2/3 |

図8 松崎駅南梨生産団地の整備・補助金活用の状況



写真2 松崎駅南梨生産団地の果樹園の状況(令和6年6月)

調書番号 003(長野市若穂綿内東町地区実行委員会)

後継者・担い手育成(園地整備)の取組みの調書

1. 組織名:長野市若穂綿内東町地区実行委員会
2. 対応者:
 - 長野市農業委員会会長 青木 保 氏(兼 実行委員会換地評価部会長)
 - 綿内東町地区実行委員会実行委員長 駒村 和久 氏
 - 〃 工事部会長 小林 和彦 氏
 - 〃 担い手部会長 金井 豊 氏
 - 〃 会計 岡部 真一 氏
 - 長野県長野地域振興局農地整備課課長 松川 敦 氏
 - 〃 地域整備係長 小林 博行 氏
 - 〃 地域整備係担当係長 倉科 宏 氏
 - 長野県長野地域振興局長野農業農村支援センター所長 松崎 良一 氏
 - 長野県農政部園芸畜産課果樹・花き係技師 黒柳 凜 氏
 - 長野市農地整備課主幹兼課長補佐 小池 尊 氏
 - 〃 課長補佐 西山 猛 氏
 - 長野市農業委員会事務局農政担当 西村 武次 氏
3. 日時:令和6年7月17日
4. 方法:現地調査
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア) 若穂綿内地区で園地再編整備を行うに至った経緯

- ・ 当地区は、中山間地域にある、古くからのりんご産地として発展してきたが、高齢化・担い手の減少、急傾斜・小区画の機械化困難な園地等により、りんご栽培の生産者が減少し、耕作放棄地が増加(農地の4割弱が荒廃園地)。
- ・ 平成28年に農業委員会が中心となり果樹栽培の適地の再生方法について行政に相談したところ、生産者に費用負担を求めない新たな農地整備事業の制度化の情報が提供され、事前調査と地元の意向把握を行い、果樹振興の将来像を議論。
- ・ 耕作放棄者は園地整備に必要な自己負担金を用意する意思がないので、担い手がいても園地整備は進まないが、費用負担がなければ整備事業参加に支障はなく地権者の同意が得られると判断。
- ・ このため整備対象エリアを決め、平成29年8月10日に綿内東町地区導入準備会を設立。準備会において、ほ場の区画整理、りんご新わい化栽培等の導入等を検討。
- ・ 平成30年5月に農地中間管理機構関連農地整備事業の対象に採択され、同年12月に準備会を同整備事業の実行委員会に再編し、事業の円滑な推進体制を整備。

(イ) 特に人・農地プランの実質化におけるアンケートの実施、目標地図の作成と地域における話し合いの実施において工夫したことや苦労したこと(果樹園で目標地図の作成と認定農業者への集約を進める上での重要事項)

- ・ 住民主導での事業推進の合意形成のため、地域の中心メンバー5名を選出し活動の核となってもらった。また、準備会には、中心メンバーと農業委員、農地最適化推進委員を中核として、専業農家の若手リーダー、JA理事、関係4集落区長、市議会議員等も参画し、綿内地区全体で目標を共有できる体制を整備。
- ・ 準備会が中心となって、地域の課題(高齢化、耕作放棄園地の増加、人手不足、鳥獣害

増加等)を洗い出し、産地のビジョンを作成。それを踏まえ、遊休果樹園の解消に向けて農地中間管理機構関連農地整備事業の実施を念頭に、同事業の採択要件クリアのための活動を実施。

- ・ 具体的には、①数十回に及ぶ地元事前説明会・チラシにより地元住民の合意形成を進め、②アンケート・個別面談・家庭訪問により地権者・耕作者への意向確認(農地中間管理機構への農地の預け入れ、園地集約・整備のための換地を伴う区画整理等)、③アンケート・集落懇談会・営農計画により担い手候補者(中核農家)への整備園地入植の意向確認等を実施。
- ・ 事業計画平面図、換地原案作成によって割込みしたもの(集積集約化等促進基盤整備計画書)を作成。これが目標地図に該当。
- ・ 特に苦労したことは、次の2点。
 - ① 地域住民の理解と合意形成:総論賛成でも戸別訪問すると個人所有の土地を手放すことへの抵抗感や農地への執着が強く、家族・親族に協力を得て理解を得た。
 - ② 園地集約のための換地の合意形成:農業委員・農地最適化推進委員が中心に活動し、複数回に及ぶアンケートや個別面談を行って意向確認を行い、区画整理案を慎重に作成した。
- ・ これらの作業を令和30年に終えたので、コロナ禍による地域の話合いができない状況を免れることができた。

(ウ) 農地中間管理機構関連農地整備事業利用の要件のクリアをどのように進めたのか

- ・ 準備委員会が中心となって、次のとおり事業採択要件を満たすように活動した。
 - ① 対象農地の8割以上を担い手に集約:認定農業者を確保するため、農業委員会による担い手認定を促進(JA出資法人の担い手としての協力の取り付けを含む)。
 - ② 15年以上の利用権を農地中間管理機構に設定:高齢の離農農家の農地(2ha以上)を準備委員会メンバーが買い取り(エリア全体を同一価格)。
 - ③ 農地面積(受益面積)10ha以上の担い手への集積・集約:換地に関する地権者の理解促進と区画整理案に関する地権者への丁寧な確認(登記簿調査、地権者意向のアンケートやそれに基づく換地計画素案の作成・見直しに係る長野県土地改良事業団体連合会の協力を含む)。
 - ④ 事業完了5年以内に販売額20%以上の向上:りんごの新しい化栽培と新品種(シナノスイート)や、ぶどう(シャインマスカット等)の短梢栽培の導入(果樹経営支援対策事業の活用に関するJAの協力を含む)。
 - ⑤ 収益稼働中の成園への対応:基盤整備対象の成園は対象外の場所を探して優先的に紹介し栽培園地を移してもらおうよう生産者の理解を得る(対象地域で一定規模以上の成園についても工事対象ではないが、農地中間管理機構に利用権を設定)。
- ・ 上記の他、基盤整備対象で不在地主や未登記の園地について、換地・区画整理や整備事業実施の同意取得は、長野市農業公社の全面的協力によって実現した。

(エ) 実際に実施した園地整備(面整備、園内道、かん水施設 etc)と事業期間

- ・ 事業対象地域は長野市東部の千曲川右岸に位置する急傾斜地であり工区は2か所。
- ・ 山新田工区(区画整理12.8ha)は標高504mから407mあり南北に12度から5度の傾斜であり、清水工区(区画整理10.4ha)は標高432mから345mにあり東西に15度から6度の傾斜である(図1)。
- ・ 事業内容:区画整理(整地、道路、排水路、客土等)23.4ha、畑地かん水施設、農道整備。
- ・ 石積み等で造成された狭小な区画(2~3a)の農地について、換地を伴う区画拡大(20~30a)と勾配修正(傾斜6度以下)により園地をテラス上に整備して緩傾斜化(スピードスプレ

ーヤーや高所作業車の安全な走行)。ほ場と法面の整形によりラジコン草刈り機を導入して草刈り作業を省力化(図2)。

- ・ かん水施設:貯水槽を各工区に設け、ほ場区画ごとに給水栓を設け、点滴かんがい方式によるかん水。
- ・ 耕作土の確保:ほとんど表土がなく土壌の礫も多かったため、転用農地等の耕作土を客土。
- ・ 事業実施期間:平成30年に中間管理権設定、令和元年～7年に生産基盤整備。
- ・ 総事業費13億3千5百万円(負担割合;国62.5%、県27.5%、市10%)

(オ) 農地整備以外に活用した補助金等

- ・ 多面的機能支払い交付金:綿内地区(360ha)全域対象として、支援金により集落全体で荒廃地対策、農道、花壇整備等を実施(農家、非農家の区別なく地域農業を守ろうという機運の醸成)
- ・ 経営体育成促進換地等調整事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)
- ・ 農地中間管理機構集積協力金(地域集積協力金)、(注;当該地区は千曲川右岸に位置し、令和元年の台風19号の河川氾濫により水害地地権者全員で集積し、うち中間管理事業により40%を集積)
- ・ 果樹経営支援対策事業(果樹未収益期間支援事業を含む)
- ・ そのほか、補助金を利用し全長約40kmの電気柵を設置(地域全体の安全の問題として全戸負担)

(カ) 整備した園地の継承者の募集と実際の園地継承はどのように行ったのか

- ・ 担い手候補者現地説明会の開催、認定農業者資格取得の講習会の開催等によって担い手を募集。
- ・ 担い手への農地の斡旋は農地中間管理機構が仲介。
- ・ 賃借料は、市の賃借料情報を基に地権者と担い手等との打ち合わせ会議を経て決定。

(キ) 園地継承者の中には新規参入者はいるのか。いる場合に、果樹栽培の経営や技術の指導(研修)はどのように行ったのか

- ・ 整備した園地は新植となり未収益期間があるため、多くの入植者は地区内の若手の果樹園経営者である。
- ・ 工区での基盤整備が進み、平らな広い区画の園になる状況を見て、入植希望者が多く集まったのが実態(引退予定の高齢生産者も新植したケースもあり)。地域おこし協力隊員で入植希望者いたが、配分する園地が足らなかった。
- ・ 入植・営農の開始は、山新田工区が令和4年度、清水工区が令和5年度。
- ・ 農業次世代人材投資資金(就農準備資金・経営開始資金)や親元就農支援事業(市単独事業)対象者の入植もある。これらの中には、市外(須坂市)の新規就農者もいる。
- ・ 果樹栽培の技術指導は、実行委員会メンバーが主体となって実施。

(ク) 園地の新植における省力樹形等の導入の状況

- ・ りんごの新しい化栽培*(写真1)及びび半わい化栽培**を導入。
※ 縦間1～2m、栽植密度125～250本/10a、樹高2～2.5m(低樹高高密植栽培)
※※ 樹間3.5m以上、栽植密度80本/10a、樹高3.5m以下
- ・ りんご苗木は1年育苗して大苗を移植した。
- ・ その他として、県推奨の大粒ぶどう品種の短梢栽培の導入(写真2)、もも、プルーン等核果類の新植。
- ・ 令和5年9月時点の営農計画では、りんご8.52ha(うち、新しい化1.46ha、半わい化5.72ha)、ぶどう3.25ha(うち、生食用2.18ha)、その他2.03ha(うち、プルーン94a、アンズ36a、

もも11a) (図3)

(ケ) 新植による未収益期間の対応

- ・ 果樹未収益期間支援事業の利用の他は特になし(既存のりんご園の経営もしているため)。
- ・ 整備区域内で比較的傾斜が緩く大きい区画のりんご園は伐採せずにそのまま生かすことにより新植による未収益期間の問題を緩和した(写真3)。

(コ) 果樹経営が安定するまでの間の支援体制

- ・ 農業農村支援センター(普及員)による指導・支援。

(サ) 果実の販路

- ・ JAグリーン長野への共同出荷のほか、個人でDMによる贈答品販売やインターネット販売。

(シ) 事業実施の具体的な成果(経営面積の推移、作業機械等の導入状況、作業性の改善等)

- ・ 小区画園地の区画整理による大区画化(20~30a)と中核農家への園地集約により、令和5年9月時点の営農計画では、担い手への集積率が果樹全体84%、内訳としてりんご83%、ぶどう95%となっている。
- ・ 整備前に5割以上あった遊休荒廃園地が解消された(図4)。
- ・ 緩傾斜化によって防除や摘果・収穫等の作業が機械化された(スピードスプレーヤー、高所作業車)。
- ・ 若手生産者、新規就農者等の入植により担い手の年齢構成が若返り(図5)。
- ・ 耕作者組合が補助金を受けてラジコン草刈り機を導入し、法面の除草の共同作業を実施(山新田・清水工区)。

(ス) 今後の展望

- ・ JAと共同して以前の産地ブランドを再構築していきたい。
- ・ 収穫祭などを計画し、産地のアピールを行っていきたい。
- ・ 平坦な園地で樹列の間隔も十分とれているので、スマート農業技術の導入による省力化も検討していきたい。



図1 園地基盤整備地区の概況



図2 園地基盤整備のイメージ



写真1 新ワイ化栽培(シナノスイート、M9台木、定植2年目)(山新田工区)

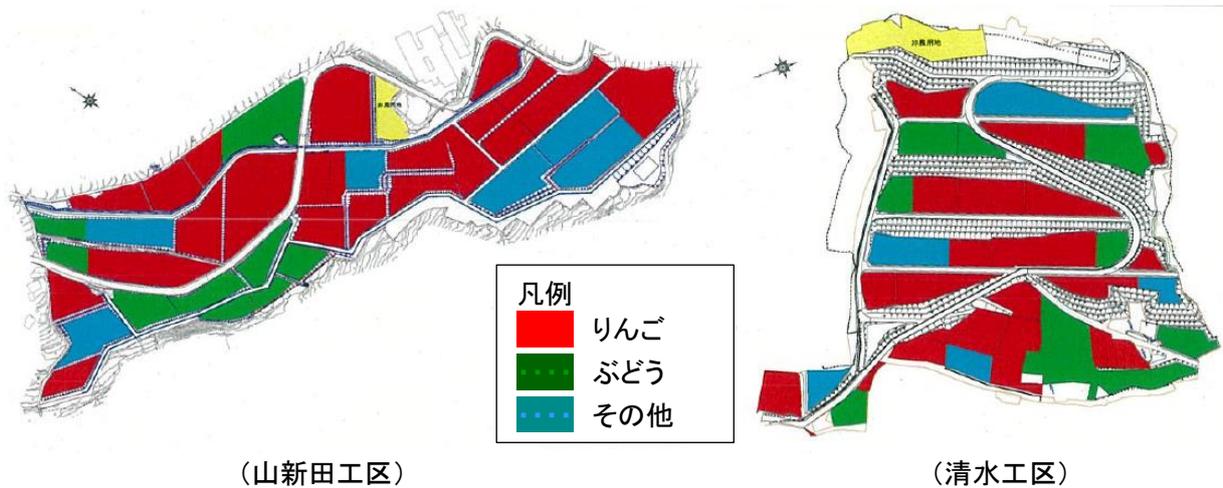


図3 各工区における果樹の種類別の植栽状況(営農計画、令和5年9月時点)



写真2 大粒ぶどうの短梢栽培の状況(クイーンルージュ、定植1年目)(清水工区)



写真3 整備時に残した果樹園(新わい化栽培)(上段;ドルチェ、定植8年目、下段;ふじ、定植6年目)

作物別面積割合

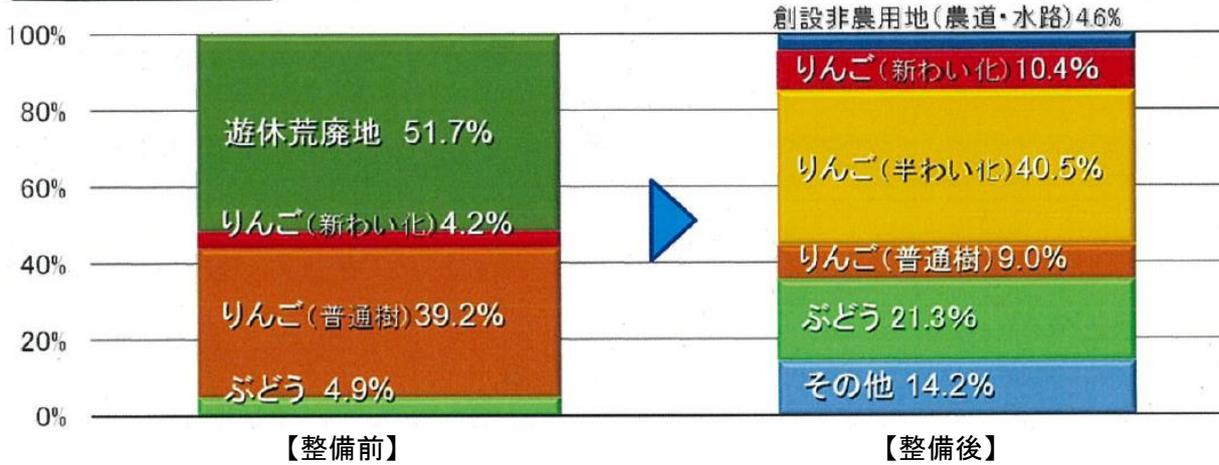


図4 整備前後の作物別面積割合の変化

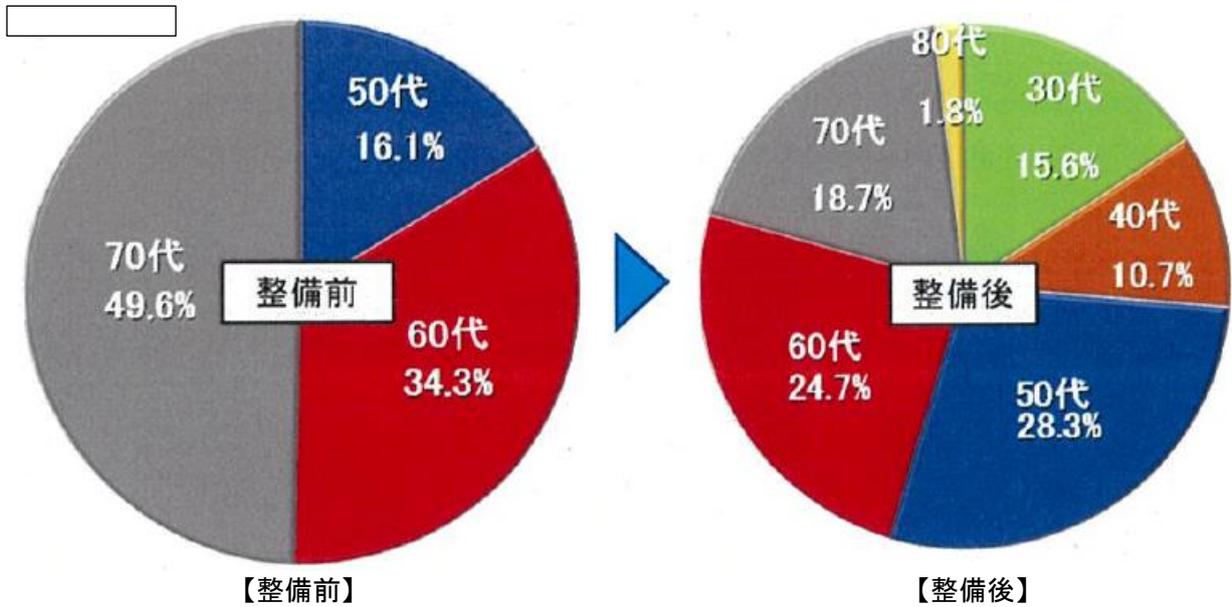


図5 整備前後の担い手の年齢構成の変化

調書番号 004(稲毛田なし団地利用組合)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:稲毛田なし団地利用組合(JAはが野梨部会)
2. 対応者:^{いなげだ}稲毛田梨団地利用組合 山本組合長
JAはが野営農部 海老澤主事、黒崎主事
栃木県農政部生産振興課 須崎補佐
栃木県芳賀農業振興事務所いちご園芸課 藤澤課長、山崎主査
全農とちぎ園芸部園芸総合課 加藤課長、高岩氏
3. 日時:令和6年6月17日(月)
4. 方法:現地調査(会議、圃場でのインタビュー)
5. 調査内容(組織の取組み、省力樹形の導入)

【取組み類型:C類型】

(ア)産地におけるなし栽培の歴史となし団地の整備を始めた経緯

- ・ 栃木県芳賀地域では昭和24年頃からなし栽培が本格的にはじまり、当初は芳賀町^{ほうし}芳志戸地区がなし生産の中心で、隣接する稲毛田地区はその後になし生産が始まった。
- ・ 当時、周辺^{うばがい}(祖母井地区;芳志戸・稲毛田地区を含む地区)は全てなし(長十郎)畑で生産者が300人程度いた。しかしながら、この辺りは雷の名所で雹害により大打撃を受けて生産者が減少し、加えて、一時期、食料増産のため開田ブームで水田化進んだ。その後逆転して、防災網をかけたなし栽培が広がり、水田からなし栽培への転換が増えた。
- ・ 芳賀地域のなし生産者は、JAはが野梨部会に一本化されたが、部会員数及び栽培面積は年々減少しており、平成6年現在、JAはが野梨部会員85名(H27年比76%)、栽培面積93ha(H27年比76%)となっている。ただし、なし販売額は5.8億円(H27)→7.3億円(R5)に増加している(表1)。

表1 はが野梨部会の部会員数、栽培面積、販売額の推移 単位:名、ha、億円

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R6/H27 | 5年後予測 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|--------|-------|
| 部会員数 | 112 | 113 | 110 | 103 | 101 | 97 | 89 | 89 | 88 | 85 | 76% | 69 |
| 芳賀町 | 89 | 89 | 87 | 82 | 79 | 78 | 72 | 69 | 69 | 67 | 75% | 47 |
| 栽培面積 | 122 | 121 | 111 | 111 | 108 | 104 | 96 | 96 | 95 | 93 | 76% | 68 |
| 芳賀町 | 99 | 98 | 96 | 90 | 88 | 85 | 80 | 78 | 77 | 76 | 77% | 56 |
| 販売額 | 5.8 | 6.0 | 6.2 | 6.6 | 7.5 | 5.1 | 5.6 | 6.8 | 7.3 | - | - | 5.3 |

- ・ 現在、なしを栽培している生産者は祖母井地区では40名程度で、年々、なし生産者が減少する中で遊休園地が増加(なしの廃園は切り株も残っているため草刈りも大変で荒地化が進行)。また、水田転作による麦作の規模拡大により機械が大型化したため、農道が狭く大型機械が畑に入れないため農地の受け手がなく遊休農地化が一層加速していた。
- ・ 遊休農地を解消しようとする当時の稲毛田地区担当の農業委員が動いた結果、土地改良の話が持ち上がった。畑地化の土地改良で地元の費用負担があると地権者も含めて誰も納得しないであろうとのことで、令和元年頃に農地中間管理機構関連農地整備事業(以下、「バンク事業」という)を使い、地元負担ゼロで土地改良しようとの話になった。
- ・ また、土地改良のアイディアが出た時点で何を作るかという話になり、若い人に託せるよう、収益性の高いなし団地にした。
- ・ 一方、なし棚の整備は産地生産基盤パワーアップ事業(以下、「産パ事業」という)を使うことを計画したが、JAはが野梨部会では成果目標達成の要件を満たすことが難しかったので、

バンク事業の話と並行して、令和元年に稲毛田梨団地利用組合の立ち上げを行った。若手のなし生産者(または後継者のいる生産者)に声を掛け、組合員を募集した(下記参照)。

(イ)園地の集積・集約と園地整備に際して、生産者にどのように働きかけ、関係機関とのどのように協力して推進を図ったのか。

- ・ バンク事業の立ち上げに際しては、長期間(15年間以上)にわたって農地中間管理機構にバンク事業対象農地の利用権設定することについて地元地権者の同意(相続による未登記園地の対応も含む)を得るために、農業委員等とともに、山本組合長なども相当に走り回った。結局のところ、地権者は耕作しておらず、後継者もいないため、畑地化の土地改良の同意が得られた。
- ・ 老木で棚も相当に傷んでいる園地を借りてなし栽培をしている生産者もいたが、それらの園地は全部つぶして整備を行うように地主及び耕作者の了解を得た。
- ・ 水田の耕作をしている生産者には、町が他の地域の水田の借受けを斡旋した。
- ・ それらの調整の際の人件費、会議開催費等の一部については、芳賀町からも出してもらった。芳賀町はなしが特産物であることから町役場からの協力の理解が得られた。
- ・ なお、畑地化の面整備・灌漑施設整備に際して、農地排水路の管路化による排水性の向上対策や、集出荷等の利便性向上のため区画整理により6m道路を3本通した(図1)。地主からすると減歩するので良い話ではなかったが、農作業に加えて生活も楽になり好評。



図1 稲毛田梨団地の整備の全体像

(ウ)上記(イ)に関連して、農地中管理機構の活用をどのように行ったか。

- ・ バンク事業利用の構想後、予定よりも事業採択の決定が早く、第1期工事は令和2年度に実施した。1期工事の中でのなし団地用の土地改良面積は5.4haであった。
- ・ 1期工事での面整備後すぐに、産パ事業でなし棚の整備を行い、令和3年11月頃になしの苗を新植した。
- ・ さらに、令和3年度の2期工事において、なし団地1.4haの面整備を行い、令和4年度の県単独事業によりなし棚を整備し、令和4年11月頃になしの苗を新植した。
- ・ なお、バンク事業で整備した計20haの農地のうち、なし団地以外ではネギ(約4ha)、業務用キャベツ(約4ha)、契約栽培のバレイショ・ニンジン(約5ha)が栽培されている。

(エ)なし団地の整備に関して後継者への継承を含め、担い手への園地の集約をどのように図ったのか。

- ・ バンク事業の立ち上げのきっかけがなし団地であり、すでに大きい規模(入植地と合わせて2~3ha程度)で営農をしており、かつ後継者に目途が立っている生産者8名が梨団地利用組合員となり、当初は5.4haのなし栽培を行う計画であった。その後、1名の参加が体調不良によりとん挫したが、なし団地整備の面積は変更せず、その人の分の園地を皆で分担して組合員が7名で入植した。
- ・ さらに、その内の2名がさらに経営面積を広げたいとの希望があり、2期工事により整備した1.4haのなし園地を経営している。
- ・ バンク事業の立ち上げ当初からなし団地構想があったので、利用組合員の希望(既存の

なし園の近くの場所になし団地を整備)を優先して土地改良工事の線引きをして、利用権設定を受けることができた。

- ・ なお、令和7年からなし団地からも収穫が見込めることから、収量が上がるにしたがって、既存のなし園のうち作業性の良くない園地(傾斜が10度くらいあり)の整理を後継者と相談しているところ。

(オ)整備後のなし団地への新植・改植において、土壌改良(排水、いや地対策等)はどのように行ったのか。どのような樹形(慣行、省力樹形)を採用したのか。また、その理由はどのようなことか。省力樹形等の場合の品種、大苗の使用等の状況はどうなっているか。

【土壌改良】

- ・ バンク事業による面整備では、なしの廃園も含まれていたため、なし団地の面整備の際に表土60cmを廃土し、なし団地以外の面整備地の土を客土してもらった。
- ・ これは、バンク事業及び産パ事業の採択が早く、そのため面整備を追いかけるようになし棚整備を行ったため、予定していた土壌改良ができなかった。このため、いや地や紋羽病対策として廃土・客土をお願いしたものである。
- ・ なお、なしを植栽後に個々の生産者がたい肥を投入した。

【品種・樹形】

- ・ なし団地に新植した品種は、半分が「にっこり」で、残りは「幸水」「豊水」「あきづき」「甘太」。「にっこり」をメインにした理由は、単収が一番高いため。花芽も着きやすく、技術的に取り組みやすく、「幸水」と比べると単価は多少下がるが、収量は2倍で、より高い収益が期待できる。
- ・ 団地に入植した生産者はなしの大規模経営のため、規模拡大にあたって植栽後にジョイント作業などの手間がかからないことが優先された。そのため、組合員で話し合い、新一文字樹形に統一した。
- ・ 新一文字樹形は主枝を2本にして(慣行は4本)、結果枝を横に倒すだけで仕立てられるので、方向さえ決まればせん定や誘引に迷うことなく、素人でも取り組みやすい(写真)。
- ・ 慣行33本/10aのところ、新一文字樹形では40本/10a栽植しているため単収の向上も見込んでいる。令和3年に植栽した園地では、令和7年から収穫ができる予定で、慣行樹形よりは未収益期間が短い。



写真2 稲毛田梨団地(新一文字樹形の園地)



写真3 新一文字樹形の結果枝誘因

【苗木】

- ・ 町事業により大苗育成を実施。令和2年に購入した苗を1年間自分たちで育成した、その際の配管やポンプなどの費用を町の事業で出してもらった。
- ・ 人件費は出なかったため、交代で人をだして水分管理を行ったが、かん水が足りなかったようで、大苗になったのは一部のみで、育成はうまくいかなかった。

(カ)園地整備、なし棚の整備やなしの新植・改植に利用した事業

- ・ 土地改良(面整備): 県営農地中間管理機構関連農地整備事業(R2~R4)

- ・ なし棚整備:産地生産基盤パワーアップ事業(R2~R3)
県単事業(R4)
- ・ 苗木:果樹経営支援対策事業(R2)、芳賀町が梨部会員の自己負担分を補助(特に、「にっこり」については全て町が補助)
- ・ 育苗する際の資材(かん水用の配管等)費についても町が補助。

(キ)未収益期間の対策はどのように行っているのか。

- ・ 果樹経営支援対策事業未収益期間支援事業を活用したが、なし団地に入植した生産者は全て自分のなし園を営んでいるので、その他の未収益期間の対策は特に必要としなかった。

(ク)なし団地への入植後の取組み(就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援)

- ・ 令和7年から収穫が始まるため、事業利用の申請をして多目的防災網を設置する予定。
- ・ 経営面積3ha程度の組合員は、摘果、収穫等の忙しい時期は臨時雇用者2名程度を入れているが、その他の組合員は家族だけで作業を行っている。
- ・ 組合で乗用管理機を1台、SSを1台所有。一区画2時間程度の作業で終わるため、交代で使用。機械はリースで、産パ事業により取得した。入植した生産者から面積割で徴収し、リース料をまかなっており、利用料は低く抑えている。経理的に、購入すると減価償却だが、リースだと経費で済むこともメリット。
- ・ 防霜ファンは廃園にする園地からもってきて、園の一部に設置予定。
- ・ 収穫したなしの販路についてはほとんどが系統出荷。JAの選果場を利用できるため大規模経営が可能。
- ・ その他JAの支援として、
 - ▶ なし部会として生産者を対象に支部別栽培技術講習会や座談会などを開催。
 - ▶ 就農してしばらくの間のJA指導員による巡回(新規栽培者以外も含む)。
 - ▶ なし部会員へ農機具等の貸与。
 - ▶ JAに農業投資に必要な融資などを相談。

(ケ)ジョイント栽培等の導入状況

- ・ 若手生産者又は後継者のいる生産者は、果樹経営支援対策事業等を活用して、ジョイント栽培や根圏制御栽培を導入している。
- ・ 芳賀地域の慣行栽培の園地では樹齢50年の樹もある。徐々に改植を進めているが経営普及部門(芳賀農業振興事務所)の調べによれば、令和2年度時点で、ジョイント栽培12生産者4.2ha、根圏制御栽培5生産者0.9haの普及状況となっている(図2、写真)。
- ・ 最近では改植のスピードが落ちている。後継者のいる生産者は概ね省力栽培を導入済みであり、後継者のいない60歳超の生産者は新植/改植等の新たな投資はしない。

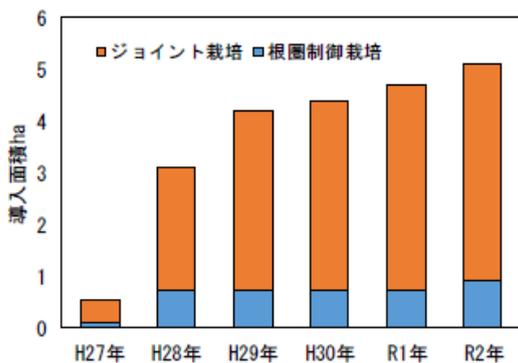


図2 新技術の導入面積及び根圏栽培単収の推移



写真3 V字ジョイント栽培の導入状況(植栽8年目)

(コ)後継者・新規参入者対策等について(意見交換)

- ・ なし団地の整備により作業性の良い園地を後継者に残せたことは良かったと思っている。果樹は園地整備の事業が薄い。芳賀地域にも稲毛田以外に7か所団地があるが、事業のタイミングが合わず、土壌改良まで出来ない。
- ・ 稲毛田なし団地を整備した段階で、組合員の中からも2名が親元就農により新たな後継者が出てきている。
- ・ また、なし部会の組織の中に若手生産者で構成する研究部があり、農薬の試験など研究活動を実施。以前は部会の後継者くらいの感覚だったが、今は役員会にも研究部員に出席してもらい、新しい肥料・農薬等の試験結果の情報提供をしている。
- ・ 今後は、新規参入者を引き込むことが重要(芳賀農業振興事務所の調べでは、なしの新規就農者は近年頭打ちの状況(表2))。

表2 なし新規就農者の動向

単位：名

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 新規参入 | 2 | 2 | — | — | — | — | 1 | — | — | — | 5 |
| 芳賀町 | 2 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | — | 4 |
| 親元就農 | — | 1 | 2 | 2 | 2 | — | 1 | — | 1 | 1 | 10 |
| 芳賀町 | — | 1 | 1 | 2 | 2 | — | — | — | 1 | — | 7 |
| 合計 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | — | 2 | — | 1 | 1 | 15 |
| 芳賀町 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | — | — | — | 1 | — | 11 |

- ・ 新規参入者の募集については、新聞への掲載、就農支援サイト(TOCHINO)への現地見学会参加募集、東京で開催される新・農業人フェアでの出典等により募集を行った。
- ・ 果樹で新規就農者が増えないのは未収益期間が最大の障壁だが、廃園になるようなところを使えないかと考えている。
- ・ 地域の非農家出身者、地域外からの新規就農希望者が農家に研修で受け入れ、第3者継承に向けての現地見学会の実施、トレーニングファームとして活用できるよう体制を協議している。
- ・ また、部会では組合員に対して、あと何年営農を続けるか、毎年アンケートをとっている。しかしながら正直に書いてくれない課題がある(表3)。

表3 廃園・縮小及び園地継承意向のある農家 (R6.1月時点)

単位：名

| 廃園予定時期 | 1～2年後 | 3～5年後 | 6～10年後 | 合計 |
|------------|-------|-------|--------|----|
| 廃園・縮小意向の農家 | 5 | 21 | 4 | 30 |
| 芳賀町 | 4 | 16 | 4 | 24 |
| うち園地継承意向あり | 2 | 9 | 2 | 13 |
| 芳賀町 | 2 | 7 | 2 | 11 |

- ・ 最近の新規参入の例でも、新規就農希望者が農家に研修で入って、第3者継承を行おうとしたが、マッチングがうまくいかなかった。話し合いが足りなかったということに尽きる。最終的にはそこにいきついてしまう。

調書番号 005(庄内梨園流動化促進協議会)

後継者・担い手育成(園地の流動化と整備)の取組みの調書

1. 組織名:庄内梨園流動化促進協議会
2. 対応者:庄内町梨研究同志会会長 大塚 雅彦 氏
大分県地域農業振興課 広域普及指導班 主幹 佐藤 洋平 氏
大分県中部振興局生産流通部 園芸第1班 主幹 高木 喜保 氏
3. 日時:令和6年12月23日
4. 方法:現地調査
5. 調査内容(組織の取組み、省力樹形の導入)

【取組み類型:C類型】

(ア) 庄内梨園流動化促進協議会における園地流動化の取組みの背景やきっかけ

- ・ 由布市庄内町のなし栽培は110年を超える歴史を有しており、昭和50年代に整備事業により赤なし主体の果樹団地が造成され、平成8年のピーク時には、なし結果樹面積約70ha、生産量1,400トン超まで拡大。その後減少傾向となり、平成27年時点で結果樹面積約40ha、生産量600トンにまで減少。
- ・ 大分県内で、日田に次いで2番目に大きい産地であり、消費地に近いことから直売所による販売比率が高い(一部では観光農園を経営)。
- ・ 庄内梨産地活性化のためには、生産者の高齢化、樹齢30年以上の老木の増加による生産力の低下や、各生産者が産地の一員としての意識が薄く、担い手の受け皿となる組織がないという課題への対応が必要。
- ・ このため、平成26年7月に生産者、JA、農業委員会、由布市(農政課)、大分県(中部振興局生産流通部)が庄内梨園地流動化促進協議会(以下「協議会」という。)を設立し、①流動化可能園地の確保、②新規就農者の確保育成を主たる目標として活動を開始。
- ・ 協議会は、目標達成のため、経営・園地状況の整理、就農希望者の募集・研修体制の整備、就農希望者のワンストップ相談体制の構築に取り組む。

(イ) なし園地流動化の調査及び調査結果のデータベース化・マッピング

- ・ 産地の個別経営の状況(経営者の年齢・後継者の有無、園地・施設・機械の状況、園地の名義、5年後の経営拡大/縮小の意向、園地の貸借・流動化の考え等)を把握するため、平成28年6月に協議会がなし生産者約50戸の全戸訪問・園地調査を実施。
- ・ 調査結果をデータベース化(図1)し、マッピングして新規就農者に紹介できる園地を絞り込み。
- ・ これら調査の結果、75歳を過ぎると多くの生産者が栽培を中止し、10年後には52.6%のなし園の存続が危ぶまれることが判明し、園地の貸借・売買の相談先として協議会を利用するよう既存生産者にアピール。

(ウ) ファーマーズスクールの設置、新規参入者の募集、研修実施等

- ・ 平成27年に生産者2名を就農コーチとして、由布市ファーマーズスクール(FS)を設置。
- ・ 研修生の募集については、研修概要や産地概況、経営試算を記載したチラシを作成し、チラシと紹介可能園地の情報をもとに、就農相談会に参加(写真1)し、就農バスツアーを開催(写真2)。
- ・ 新規就農者募集から研修受入れまでのスケジュールとしては次のとおり。
 - ① 4月～9月に就農フェアや市窓口で就農相談を行い、研修希望の有無を確認。9月末に就農希望者と面談を行い、FSの概要、就農の準備・開始の資金や就農計画、今後のス

スケジュール等を説明。

- ② なしの短期研修をFS就農コーチのほ場で実施。就農希望者に収穫(7月～10月)、せん定(11月～2月)の農繁期の作業内容を体験させ体力面等の問題がないか確認。
 - ③ 短期研修後に再度面談を実施し体験研修を受けて就農・研修希望に変化ないかを確認。
 - ④ 10月末までに正式な研修申込を受けた場合に、翌年4月から研修が開始できるように準備。11月末までにFS就農コーチを選定。必要に応じて研修申込者に短期研修及び面談(2回目)を実施し、適性を確認。
 - ⑤ 12月に審査会において面接試験を実施し、研修生を決定。翌年1月に最終面談を行い、就農意思と就農までのスケジュールを確認。
- ・ 研修期間は1～2年で、研修は就農コーチとのマンツーマンで実施。
 - ・ 研修を補う形で自主学習組織「梨果塾」(有志生産者により毎月開催)に参加(写真3)してもらい、基本技術を学び、地元の生産者と交流することにより、地域に馴染んでスムーズな就農を促す。

(エ) 新規参入者への継承園地の進め方

- ・ データベース及びマッピングにより絞り込んだ継承可能な園地に関しては、新規就農研修と並行して園地の出し手と手続きの手順や時期について調整。
- ・ 必要に応じて、新規就農者の融資の活用を検討。
- ・ 園地の出し手と受け手の園地作業を交代する具体的時期を決定して園地を継承。
- ・ この過程において、就農希望者ごとに進捗管理表を作成し、就農・研修に関わる事業を一括して相談を受ける総合窓口担当の市職員を決め、就農のほか、生活に関する相談も一本化(図2)。
- ・ このワンストップ相談体制により、就農希望者が申請時期や条件を確認しながら就農準備を進めることができ、その他生活面の手続きも含め、円滑に進むように支援。

(オ) 受け入れた研修生と新規就農者数及び園地継承の実績

- ・ FSのなし栽培の研修生の受入れは、平成28年4月から令和6年3月年までの間に計6名で、研修修了後にいずれも就農。研修者は非農家出身で、大分県外が2名で、年齢は30～40歳代が4名、10歳代後半1名、50歳代前半1名の実績。
- ・ 協議会設立及びFS設置から順調に新規就農者は増加し(図3)、夫婦の就農や親元就農者(4名)含めると令和4年までに計15名が就農している(なお、50歳代の就農者の中には梨果塾や生産者から技術を学んだ場合もあり)。
- ・ 新規就農者等へのなし園地の流動化も進んでおり、令和3年度までの累積流動化面積は14ha超(産地のなし園面積の約4分の1)となっている(図4)。
- ・ この結果、庄内梨生産者の年齢構成も若返っており、庄内町梨研究同志会員の年齢構成も20～50歳代までの割合(令和6年3月)が5割を超えている(図5)。

(カ) 就農後の経営支援

- ・ 新規就農後、経営が安定するまでの間、関係機関が一体となってワンストップのフォロー体制をとり、技術、資金、経営面積拡大等の相談に乗っている。
- ・ 大分県中部振興局地域創生部が主体となって、庄内梨魅力アップ事業(R4～R6)により、PRイベントや若手生産者の経営安定につながる支援を実施。

(実施例:)

- ① 大消費地(大分市)でのPRイベントの出店支援
- ② 新規就農者等が将来自分の直売所を経営するための取組支援として、直売所設置に係る経費の一部補助や中小企業診断士による経営診断 等

(キ) なしの販路と支援措置

- ・ 庄内梨産地は、なしの収穫時期(8月上旬～11月末)に国道沿いに直販所が立ち並ぶ。
- ・ 平成24年に設立した由布市生産者直売協議会には、庄内町のなし生産者19戸が参加しており、梨ロードマップ・のぼり作成とスタンプラリーを開催している(図6)。
- ・ さらに、規格外品活用の要望に対応して、なしピューレ等一次加工品サンプルを菓子店・飲食店等に提供して活用可能性の調査や、新商品開発(なしスムージー、なしジャム、なしのドライショコラ等)を支援(庄内梨魅力アップ事業)。

(ク) 直面している課題と今後の展望

【継承可能な園地】

- ・ 流動化促進協議会の調査結果から得られたデータベースの活用により、継承可能な園地の流動化を進めた結果、現在では、1) 新たな担い手に渡す優良継承候補園地の数が不足している。
- ・ また、経営を中止しようとする成園を新規就農者に渡すタイミングまで管理する、2) 中間管理システムが存在しないことも課題となっている。
- ・ このため、令和6年度から新規なし団地の造成を開始。古くて狭い多くの水田と急傾斜なし園を集積・集約し、傾斜が小さく(傾斜度5%程度)、1枚当たりの面積の広い果樹園を整備予定である(図7)。
- ・ 令和8、9年度になし苗の植栽を行い、若手のなし生産者4名に集約予定。

【労働力低減対策等】

- ・ なし栽培の作業軽減及び省力化のため、県農林水産研究指導センターの開発した主枝を1本にする流線型仕立栽培の普及を進めている。
(庄内梨研究同志会大塚会長のなし園地)
- ・ 当該なし園地は、1枚の面積が1ha程度と、比較的広く傾斜もなだらか。
- ・ 3本主枝の慣行樹形(樹齢50年程度、豊水)の園地の一部(いくつかの列)を、6年程度前から改植して流線型仕立栽培を導入(写真4)。
- ・ 改植品種は、甘太、あきづき、あきあかりで、幸水と豊水の収穫期の間を埋めて収穫できる品種を導入。品種によって流線型仕立栽培の相性を見る意味もある。
- ・ 補植による園地の若返りを行っており、1年生苗を使用し、3.5m×3.5mの間隔で植栽。これは早期(3年程度)に収量を上げるため、樹が成長したときに既存樹を順次縮伐していく予定。また、農業機械や軽トラが通れるように棚の高さも高くしている。
- ・ 果実の収穫時期は、慣行栽培に比べると早く、3年目からできている。流線型仕立の収穫量については、新植6年経過で未だ成園化していないので慣行栽培園地と較べて少ないが、慣行栽培で新植6年経過の収穫量と較べれば、より多く取れていると思う。

【高温障害等】

- ・ 夏の高温により、すべての品種について収穫期が前進している。
- ・ この辺りのほ場は標高430m程度であり、今年は高温・干ばつによる障害が見られた。特に、新高、王秋で良く見られ、症状として、日焼け(外皮が黒ずむ)や生理障害(果肉がコルク状になる)が見られた。

(ケ) 若手生産者の声

- ・ Uターン親元就農者及び農外からの新規就農者の若手生産者にインタビューを行った結果は次のとおり(写真5)。
(Uターン親元就農者)
 - ① 会社務めを6年程経験し、結婚を機にUターンして親の園地1.2ha及び隣家の生産者1.

2haを継承して就農。ほ場は6枚続きで傾斜がほとんどなく、電動ハサミ、ウッドチッパーなどを導入し、作業の効率化を实践。

- ② 栽培品種は、豊水が6割弱、幸水が2割弱、新高が1.5割弱で、その他はあきづきなど13品種を栽培し8月～10月と長期間販売できる品種構成としている。Uターン就農直後から毎年少しずつ、あきづきなどの新しい品種に改植し、現在、2割程度が改植済みで、うち1.5割ほど新品种で構成。
- ③ 流線型仕立て栽培は、試験的に一部で実施。3年程度で果実の収穫ができ、作業の動線も直線状で単純。慣行樹形(3本主枝)の作業が円状の動きで迷いやすく、同じ収量を収穫できるようになるには6～7年はかかることを考えると、特に樹勢の良い品種にはあっている(樹勢の弱い品種は植栽の樹間を縮めるなどの工夫で対応)。
- ④ 農繁期(摘果と収穫)は臨時の雇用を入れているが、人手不足なのでスマート農業技術の開発に期待。
- ⑤ 販売は直売所での直接販売が9割以上で、オンラインショップなどでの販売も実施。
- ⑥ 就農当初は農作業が大変だったが、今は作業にも慣れて、時間的余裕もある。経営面積も拡大し、直売所の販売も好調なので経営的には安定。
- ⑦ 新しく整備されるなし団地に入植する予定で、経営面積がさらに倍近くに拡大。庄内梨産地の生産者が減る中で産地を絶やさないように増産していくつもり。直売所に買いに来る消費者の需要は豊水に偏っているため、新高・愛宕など晩生の需要が低い品種を人気のある新品种に置き換え、販売期間を通して需要が高まるよう新品种のPRを行っていく意向。

(農外からの新規就農者)

- ① 飲食業の会社勤め時代から独立して事業をしたいと考えていた。食材を触っているうちに農業に関心を持つようになり、ぶどう産地で2年間農作業のアルバイトに従事し農作業が好きになった。
- ② その後、野菜農家でアルバイトもしたが、就農機会に恵まれなかった。6年前に結婚することを契機に、果樹での就農について由布市役所の就農相談を尋ねたところ、市のなし園地継承事業があったことから、とんとん拍子に話が進んだ。
- ③ 由布市ファーマーズスクールで1年間の研修後に、離農なし生産者の成園(70a程度)とスピードスプレーヤーを継承(購入)して就農。運搬機と乗用草刈り機は就農後に購入(その他、20a程なし園地を借りたので、経営面積は1ha弱)。
- ④ 就農時には、農業次世代人材投資資金(当時、5年間)と融資を受けた。
- ⑤ 継承園地は、山を切り開いて園地としたところで、斜面が急で、かん水や電気の設備がなく、隣接道も林道で狭く軽トラが通れるほどの広さで大型トラックでの堆肥搬入も出来ず苦労した。
- ⑥ 経営園地の主たる品種は、新水、幸水、豊水、20世紀、新高、新興等。園地が古く、樹間が空いていたので、就農1年目に苗木を新植した。今年から新植したところの収穫ができるようになった。
- ⑦ 管理作業は通常は1人で対応。収穫時期には、働きに出ている奥さんにも休みを取ってもらい、母親や親戚などの手伝いなども得て作業。
- ⑧ 今年、新たに整備されるなし団地に入植予定(約1.5ha)。新植の際は100%流線型仕立て栽培を導入するつもり。梨団地が成園化するまでは、現在のなし園の作業等と、どのように園地管理作業等を両立させるかが最大の課題。
- ⑨ 収穫物は全て直売所で販売(直売所は豊後大野市にあり、梨ロードから外れている)。

| H28 年齢 | 10年後 年齢 | 後継者 | 継続 意向 | 面積 (a) | 土地名義 | 土地条件 |
|-----------|------------|--------|----------|-----------|------|-------------------------------|
| 59 | 69 | | | 30 | | 園は1カ所 |
| 67 | 77 | | | 60 | | 園が2カ所で少し離れている |
| 62 | 72 | | | 116 | | 園が2カ所で少し離れている |
| 45 | 55 | | | 240 | 父 | 2カ所 雲取と小長に離れている |
| 61 | 71 | A(31) | | 240 | | 園が全体的にまとまっている |
| 66 | 76 | | | 25 | 父 | 園内へのアプローチ入口に |
| 50 | 60 | B(26) | △ | 80 | 父 | 土地がまとまってあり、 車道寄りつき悪くない |
| 55 | 65 | 学生(17) | | 75 | 父 | 園が自宅周辺に4カ所に点在 |
| 66 | 76 | | | 60 | 一部父 | 土地がまとまってあり、 車道寄りつき悪くない |
| 58 | 68 | | △ | 40 | 父 | 園が自宅周辺に3カ所に点在 |
| 77 | 87 | | | 30 | 一部妻 | 隣接地の栽培状況不良 |
| 68 | 78 | | | 80 | | 隣接地の栽培状況不良 |
| 9 | 79 | | | 80 | | SSが地面を踏み固めるため 不使用。下草管理不十分。 |
| 代 | | C(40代) | △ | 80 | | 園が2カ所に点在 |
| 51 | 61 | | | 50 | 故人 | 幹線から少し奥まったところにある 管理遅れ気味 |
| 69 | 79 | 娘(42) | △ | 1359- | | 離合不可の未舗装道沿いにあり 面的にまとまっている |

後継者を
求めている
園地は？

空きそうな
園地は？

図1 経営・園地状況のデータベース(全戸調査の取りまとめ結果)



写真1 就農相談会



写真2 就農バスツアー



図2 ワンストップ相談体制



写真3 梨果塾での講習風景

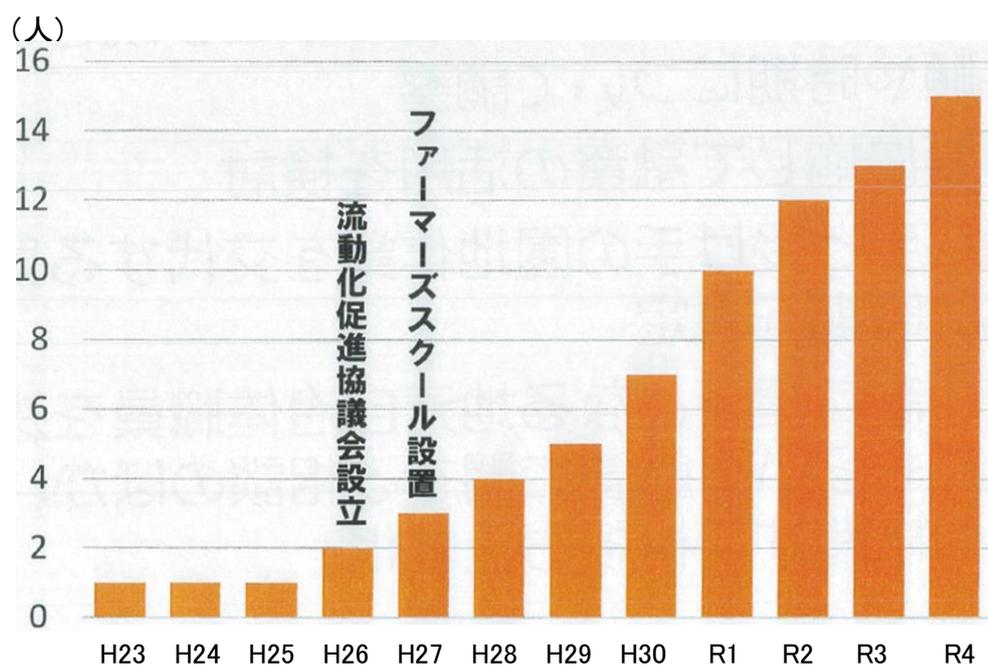


図3 なしの新規就農者の増加の状況(累計)

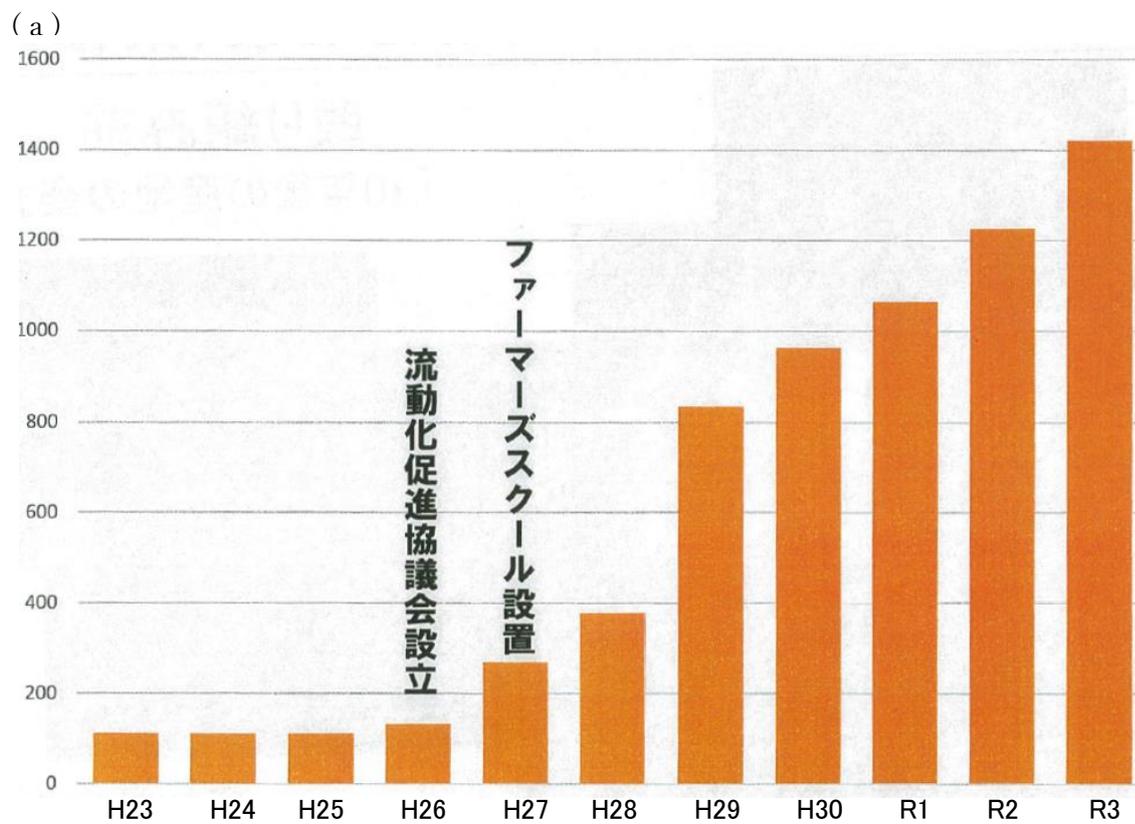


図4 新規就農者への園地集積の推移(累積)

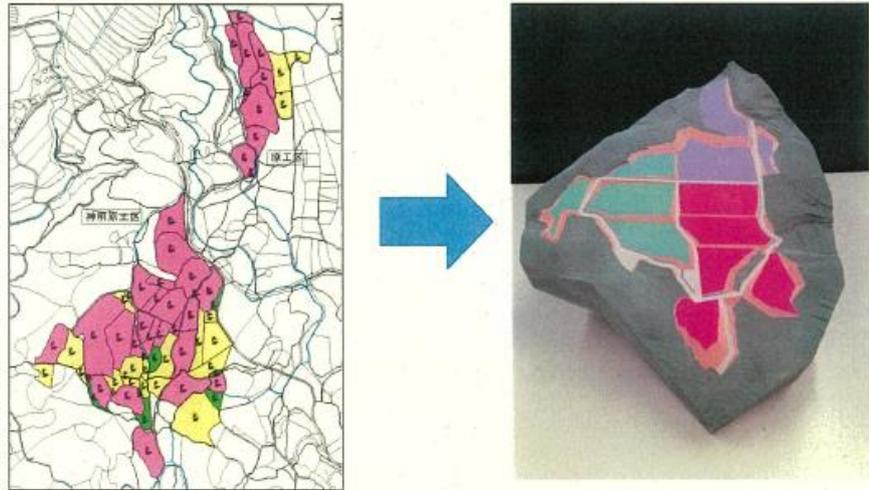


図7 なし園地整備の基盤整備事業の状況(令和6年開始)
 ※写真右の3D模型は利光建設工業株式会社様寄贈

梨苗木を斜立させ1方向に主枝を誘導
 樹間3.5m × 3.5m間隔で植栽

初期収量を上げるため主枝の枝元部分の側枝を伸ばしている。隣の樹の主枝の先端部分が届けば側枝を切除する予定

1本主枝の先端部分



写真4 流線型仕立栽培を導入した園地の状況



写真5 由布庄内梨産地の若手なし生産者
 (左;Uターン親元就農者、右;農外からの新規就農者)

となどにより、明和町の路上販売(梨街道)が需要過多であり午前中で売り切れることや、町役場での直売イベントなどでの販売支援(研修生の顔見世を兼ねて)などにより売り切ることができた。

- ・ 協議会で研修園を常設している訳でなく研修生を受け入れる段階で借受けを行う。令和6年に新規就農した研修生の場合、当初は約8aの園地を借り受けてスタートし、その後経営縮小する生産者の園地13aを追加で借り受けた。タイミングによるが、協議会が経営縮小する生産者のなし園伐採の前に相談を受けることで、成園の事業継承機能*を有している。

*協議会において、モデル事業として斜立ジョイント栽培なし園を設置(斜立ジョイント栽培:主枝の折れを防ぐため、主枝を徐々に倒して棚付け・ジョイントする栽培)。その際には、福島県のなし栽培者(福島原発事故の避難者)が地域おこし協力隊員として管理していた。その後、新規就農研修を修了した者に継承した。

- ・ 栽培管理から販売までを通して研修することにより、研修生が独立就農した時の緊張感をもって取り組むことができ、なしを販売することを念頭に置いた生産者としての心構えや意識向上が図られた。また、研修生が毎日のなし園管理に際して、周辺生産者に教えてもらったり、作業の状況を見られることで、信頼醸成につながり、園地を借りやすくなるメリットもある。

(ウ)研修生の受入れと就農の実績

- ・ 平成19年から令和6年までの実績として、研修生9名を受入れ、7名が新規就農し、うち5名が定着した(法人が受け入れた研修生は2年間の研修を経て今年に独立就農)。

(エ)新規就農者を中心とした若手農家グループによる農事組合法人の設立の経緯と活動内容

- ・ 平成24年4月に、下記の農事組合法人「梨人(なしんちゅ)」の代表理事となる者が町外から明和町内で独立就農。
- ・ 平成28年～29年度に、明和町、群馬県、なし生産者により「今後の明和町のナシ産地を考える会」を計7回開催。
- ・ 平成30年2月、「明和町梨産地法人化協議会」設立総会を開催。
- ・ これらの活動を経て、平成31年2月に産地の維持・発展のため、先述の新規就農者が中心となって若手の農家グループが集まり、農事組合法人梨人を設立(図2)。
- ・ 農事組合法人設立の目的は、①明和町のシンボルとしてなしの共選・共同販売所「なしの駅」(図3、下記(オ)参照)を中心に明和町産なしのブランド化を図ること、②土壌、ミネラル等の研究を行い他産地に負けない糖度・おいしさを実現すること、③これら取組みを積極的に情報発信して他産地との差別化を図ること、④なしの栽培面積拡大による所得の増加、研修生受入れによる担い手の育成と雇用の創出に繋げること、である(まず、品質向上によるブランド化を優先し、その上で生産量も拡大する)。
- ・ 農業生産者が法人を作って共販拠点を運営することが全国的にも注目され、多くの報道などで取り上げられた。
- ・ 組合メンバーは4農家(5名)で、代表理事(他産業からの就農)のほか、明和町でなし園のほか米麦・野菜栽培を経営する親子、東京都農業試験場研究員(農業普及指導員)から明和町の地域おこし協力隊員としてなし栽培に携わり「梨人」結成に参加した者及び明和町のなし生産者である。
- ・ 令和4年4月に法人の常用雇用として正社員を採用し、なしの駅での梨の販売等の拠点運営を中心に、それ以外の時期は各メンバーのほ場管理の手伝いをしてもらっている。
- ・ 農事組合法人としてなし園地を所有しておらず、各組合員が経営するなし園の面積は合計2.2ha(図4)。
- ・ 新規参入の組合員は園地を借り受けて適宜改植しており、農事組合法人としてみるとなし園の経営面積が拡大している途上にある。
- ・ 農事組合法人として選果と販売のみを共同で行う部分協業体制で運営されており、せん

定、摘果等の管理作業は各メンバーがそれぞれ行う(園地の網張えい、網寄せ等はメンバーが共同で実施)。

- ・ 日常の栽培管理作業は、埼玉県加須市のなしの篤農家が開催する塾*に通って教を請い、その栽培方法をメンバーで勉強して導入している。
*いわゆる「門井流」と言われるなしの栽培方法であり、全国に弟子(なし農家)がおり、その栽培方法を導入するために塾で指導を受けている。
- ・ 法人におけるなしの園の結果樹面積、収量、販売金額等をなしの駅での生産販売実績ベースで見ると下表のとおり。

表 梨人のなし園結果樹面積、収量、販売金額等の推移(なしの駅生産販売実績)

| 年 | 結果樹面積 (a) | | 収量 (t) | 秀品率 (%) | 販売金額 ¹⁾ (万円) | 平均単価 ²⁾ (円/kg) | 反収 ³⁾ | |
|------|-----------|----|-----------|------------|----------------------------|------------------------------|------------------|----------|
| | うちジョイント | | | | | | (t/10a) | (万円/10a) |
| 2021 | 177 | 39 | 29.4 | 38 | 1,983 | 675 | 1.66 | 112 |
| 2022 | 177 | 50 | 30.5 | 50 | 2,271 | 746 | 1.72 | 128 |
| 2023 | 196 | 57 | 33.7 | 59 | 2,529 | 751 | 1.72 | 129 |

1)2)3) 金額はいずれも税込み。カット梨、ジュース原料売上含む

- ・ また、法人のなしの年間の出荷状況及び品種構成をなしの駅へのお荷量ベースで見ると豊水34%、幸水で29%と3分の2弱を占め、以下、あきづき、南水等計18品種以上に及ぶ(図5、図6)。
- ・ 品種が多すぎ、この地域に合う品種も分かってきているので改植の時に順次絞っているところ(にっこり、新興、新高は夏場の高温、乾燥により栽培し難い)。品種構成として8月下旬から9月初めの出荷量の減少(幸水と豊水の出荷時期の谷間)が課題となっている。

(オ)なし園地の集積・集約・整備と販売拠点等に関する推進状況

- ・ なし園の樹齢も相当古くなっているが、協議会の生産者の多くは高齢者であるため、新植/改植の新たな投資は考えていない者が多い。
- ・ このため、明和町では、地方創生推進交付金事業により、農事組合法人梨人に補助して農産物直売所「なしの駅」を令和2年に建設。コロナ禍により、開業は令和3年8月にオープンした。建設に際して、総費用4千380万円のうち、国・町が64%を補助し、農事組合法人が36%を自己負担した。
- ・ この「なしの駅」は、なしの共同利用選果所と直売所を併設し、さらに直売所付近になし園地を集積・集約し、生産から販売までを行なえるなしの拠点と位置付けており、訪問客増加による経済効果の創出を主たる目的としている。
- ・ 現状は、農事組合法人のメンバーが選果機を利用しているが、地元のなし生産者のなしを選果できる能力を有する。
- ・ また、地方創生推進交付金事業により、直売所北側に斜立ジョイント栽培なし園を整備済み(図7)。

(カ)なしのブランド化の取組み等

- ・ 明和町内のなし生産者は、収穫したなしの多くを路上販売や贈答品発送等直接販売を行っている。一部は、館林にあるJAのファーマーズマーケットに出している(市場出荷はなし)。
- ・ 同町産なしのブランド化、消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげるため、「なしの駅」でのなしの共選・共販による直接販売等に関する情報発信を行い、各種メディアに取り上げられた。
- ・ さらに、地方創生推進交付金事業で、なしを使用した新商品を開発。具体的には、①ブラ

ンドなし「akari(明梨)」(ネット販売限定の糖度保証特選品)の販売用パッケージの作成(図6)、②C級品を活用したなしのマリネ調理方法の作成、③なし剪定枝を利用したハムスターなどのかじり木(歯の伸びすぎ防止)の販売に取り組んでいる。

- ・ 同事業を活用して、明和町産なしをPRするため贈答品の配送用箱とおすそわけ袋、なし直売の宣伝用のチラシを作成した。
- ・ 平成27年度から「梨っ娘(なしっこ)」の任命(地元の高校生と大学生の女子)によるPR活動(イベントでのなし販売や地元ケーブルテレビへの出演等)を実施。令和5年度からは男子生徒もメンバーとなり、「梨っ子」に改名した。

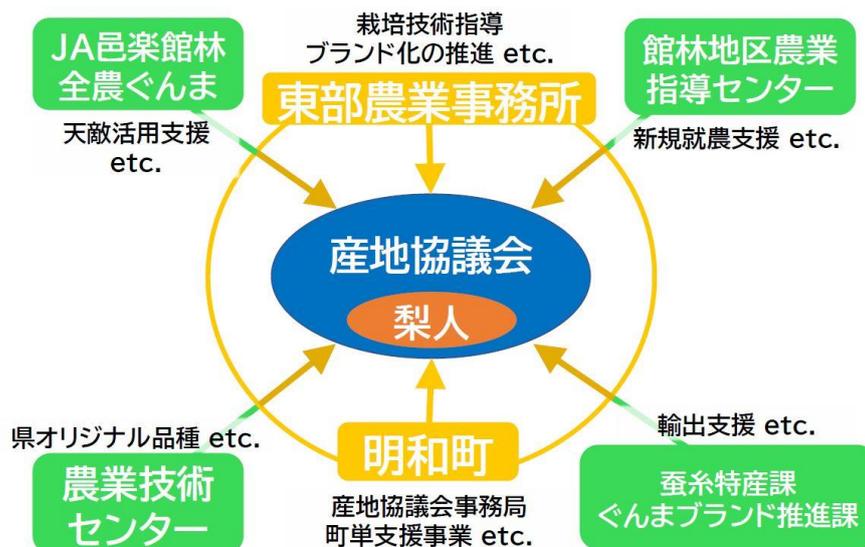


図1 明和町ナシ産地構造改革協議会とその支援体制

Member
 私たちが梨人(なしんちゅ)です



大好きな明和町で世界一の梨を作る！
 梨作りの技術で町おこしも

梨の名産地である明和町の梨作りのベテラン、若手が集まり最強チームを結成。
 明和町の代々の梨農家が築いてきた先人の技術と知恵を大切にしつつ、最新の農法を取り入れることで世界一の梨作りのチームを目指しています。

図2 農事組合法人「梨人(なしんちゅ)」の設立

- ・事業内容
土地の購入、設計委託、建設工事
- ・事業費
43,800千円
(内訳：国9,000千円、町19,000千円、梨人15,800千円)
- ・補助金
地方創生推進交付金
- ・直売所
土地 986㎡
延べ面積 113.63㎡
- ・オープン日
令和3年8月5日



- ・事業名
地方創生推進交付金事業
- ・事業費
1,114千円
- ・補助金
1,000千円 (国500千円、町500千円)
- ・導入理由



機械にあらかじめ分けたい選果規格をインプットし、選果を機械が行うことで、選果作業の時間が短縮され、作業の効率化を図ることができる

図3 農産物直売所「なしの駅」の概要(上図:「なしの駅」、下図:選果機)



図4 農事組合法人梨人の園地

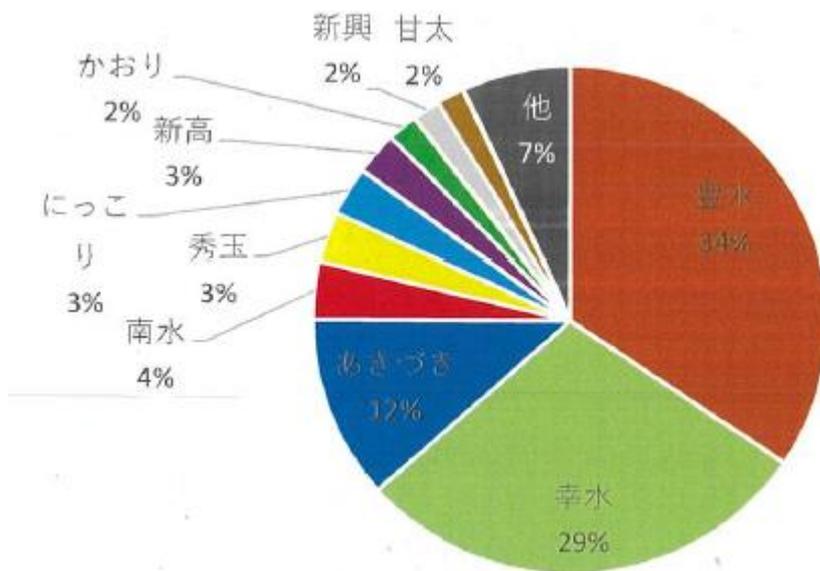


図5 農事組合法人梨人のなし出荷量の品種別構成比(なしの駅への出荷量ベース)

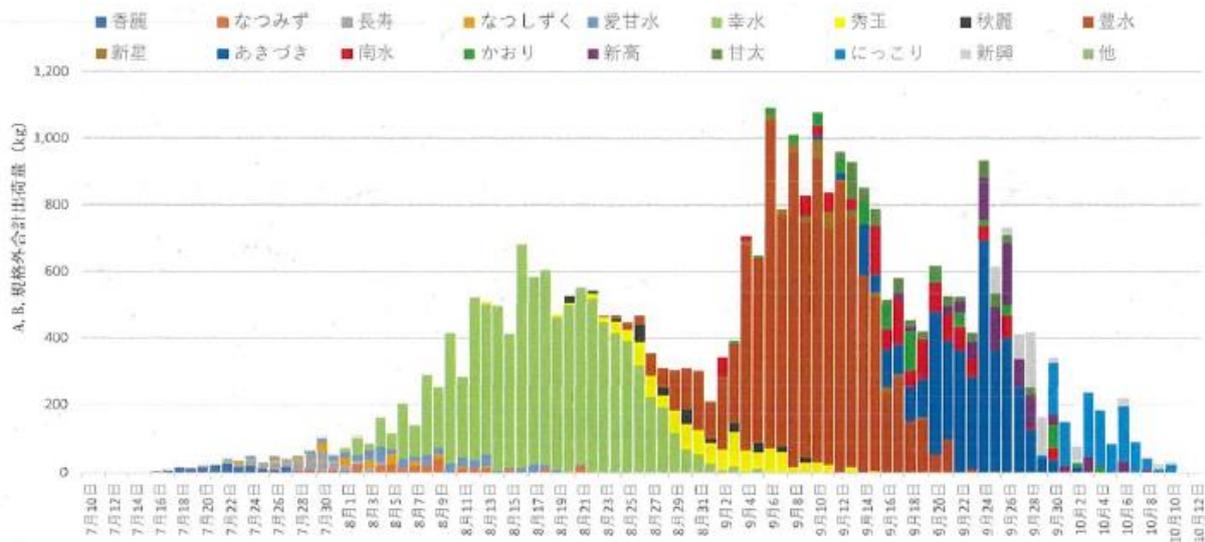


図6 農事組合法人梨人の年間の品種別日別のなし出荷量

・事業名：地方創生推進交付金事業

・事業費：4,950千円

・事業内容：

均平整地、梨棚設置、苗購入

・補助金：4,800千円

(国2,400千円、町2,400千円)

・面積：2反(2,000㎡)

・梨苗の種類：

幸水 100本 あきづき 100本 秀玉 50本



図7 斜立ジョイント栽培なし園

(写真下は令和6年11月時点のジョイント栽培の状況)

・ブランド梨「akari」

梨の品種ではなく、基準を満たす梨を「akari」と認定する

・「akari」の基準

①糖度 例) 幸水 平均値12.5%→13.2% (+0.7%) でakari認定

②大きさ

③形

「akari」は梨人が生産する最高品質の位置づけ



形状：スライド式 37cm×27cm×12cm
内容量：3kg (6~7玉)
素材：ファンシーペーパー、紙
ブランド名：AKARI (akari、明梨)
中身：梨、パシレット

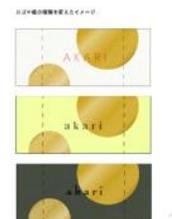


図8 ブランドなし「akari」と販売用パッケージ

調書番号 007(福島県桑折町)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:福島県桑折町
2. 対応者:福島県伊達郡桑折町役場産業振興課課長 鈴木 清志 氏
// 同課農林振興係主任主査 遠藤 徳昭 氏
3. 日時:令和6年7月3日(水)
4. 方法:オンラインヒアリング(Zoom 会議)
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:B類型】

(ア)産地の概要及び研修制度開始の経緯:特に地域おこし協力隊制度の利用に至った理由

- ・ 桑折町は、福島県中通り北部に位置し、北西部が山岳地帯、南東部が阿武隈川流域と中山間地域から平坦部までの多様な農地が広がっている。農業産出額(R2)を見ると、全体32億円のうち23億円が果樹で、うちモモが20億円(62%)を占めている。
- ・ 阿武隈川流域は砂地で水はけがよく、昔は養蚕が盛んであったが、昭和時代に入って果樹への改植が進み、特に自然条件に適したモモの一大産地が形成された(図1)。
- ・ 桑折町のモモ生産の特長は、性フェロモン剤(交信攪乱剤)の利用による防除体系と光・カラーセンサー選果機他産地に先駆けた導入(いずれも平成4年)であり、福島県から皇室献上桃「あかつき」の購入産地としての指定を31年間連続で受けている。
- ・ 町内のモモ生産者の多くは1~2ha規模で、その中で改植をしながら、スピードスプレーヤーや乗用草刈り機などを導入し省力化経営をしている。モモ栽培のみでなく、モモと水稻、ブドウ、あんぼ柿と組み合わせた複合経営が一般的である。
- ・ 町役場として、モモのブランド化戦略を実施し(下記参照)生産者の所得向上を図ってきたが、町内のモモ生産者の高齢化と後継者不足が進んできている(経営主平均年齢69歳、後継者確保約3割)。
- ・ 町内のモモ経営体が令和2年で284経営体と5年前の8割に減少しているがモモ園地面積はほぼ変わらず、経営中止生産者の園地が専業経営体に集約されている。しかし、モモ生産者の経営面積は上限に達しつつあり、これ以上のモモ栽培面積の拡大は難しい状況。
- ・ また、臨時雇用の労働力が高齢化・減少し、必要な時期(特に収穫期6月下旬から8月)に必要な人数を確保することが難しく、作業の遅れによる品質低下が懸念される状況。
- ・ このままでは、モモ産地の維持が難しく、耕作放棄園の増加が危惧されることから、外部からの新規就農者の確保の手段として、地域おこし協力隊制度を活用した就農支援事業を立ち上げることとした。
- ・ 制度立ち上げに当たっては、町と農協が話し合いの場を持って産地存続としての危機意識を共有し、受入生産者の推薦等の協力が得られるようにした。
- ・ この就農支援事業では、新規就農者がモモ生産者として定着するための4つの条件(①栽培技術の習得、②優良園地の確保、③初期投資の軽減、④一定期間の所得補償)を達成するための取組みが協力隊員の任期(3年)中に行われることから、国の就農準備資金の制度よりも新規就農のハードルを下げるより効果的な支援措置と考えている。
- ・ 地域おこし協力隊制度は特別地方交付税が活用できるので自治体の財政力に左右されない点もメリット。

(イ)新規就農希望者の募集方法、採用までの流れ

- ・ 協力隊員募集は町のホームページに掲載のほか、マイナビに業務委託を行い、①募集パ

ンプレットの作成、②マイナビ農業サイトでの紹介、③マイナビ主催の就農相談会(就農フェスト)への出展、により募集。

- ・ マイナビ就農相談会には、令和4年度及び5年度に各2回ずつ東京会場で出展しており、その後の応募に大きく貢献している(特に、令和4年度はコロナ禍もあり反響が大きく応募が多かった)。
- ・ 就農相談会では、農業をやりたい人が集まってきているので、積極的な質問が多く、本気度が高いが就農方法が分からない人が多い印象。地域おこし協力隊員として募集している自治体・団体が無いので、比較対象として条件面で良いと受け取られていると推量。
- ・ 就農相談の受け付けは随時行っており、採用までの流れは以下のとおりで、活動開始までに3か月～6か月を要する。採用の際に特に重視している点は、就農意欲が高くやる気があり、町の制度を理解している人とのマッチングで、活動開始後のギャップやミスマッチを防ぐために現地案内は必須としている。
 - ①事前相談(エントリーシートの提出により人物像の確認)
 - ②担当ヒアリング(独立就農に向けたやる気の確認、町の就農支援事業、農業の大変さについての説明)
 - ③1次審査(書類審査;納税や健康状態の確認)
 - ④現地案内(町への定住・暮らしのイメージや、モモ栽培農家等の話や実際の農作業体験を経て就農への気持ちが揺るがないことの確認)
 - ⑤プロポーザルシートの提出(将来ビジョンの確認)
 - ⑥2次審査(面接審査;本気度、将来ビジョンの確認)
 - ⑦委託契約締結・活動開始(4月又は9月の活動開始が多い)
- ・ 農作業体験の時期は希望者の都合に合わせて柔軟にしている。実際には、エントリーシート提出前に何度も桑折町を訪れ、作業体験もして移住・就農への不安解消をして応募する熱心な人もいる。
- ・ 農作業体験の際に、町営のお試し住宅に宿泊できる。これは一般住宅を町が取得して改修したもので、協力隊員の応募者のみでなく、町への移住希望者が短期間体験宿泊できる施設である。

(ウ)研修期間

- ・ 「師匠」と呼ばれる研修受入れモモ生産者の下で、栽培技術、ほ場管理、農業経営方法等を最長3年間の隊員任期の中で実習を行う。

(エ)研修の運営方法(研修カリキュラム、座学等、資格取得の有無)

- ・ 地域おこし協力隊の運用として、モモ栽培では繁忙期があり、雇用形態では活動が困難であることから、労働基準法に縛られない個人事業主との業務委託契約により、研修を実施。
- ・ 業務委託内容として、①モモ栽培技術の習得、②地域おこし活動の実践(SNS等での情報発信、町のイベント等への協力)である。
- ・ モモ栽培技術の習得は、受入生産者の園地で労働力を提供しながら実習を行うもので、継承予定の園地での管理作業を行い、より実践的な研修を行っている隊員もいる(図2)。
- ・ 情報発信以外の活動として、農協の共選、ライスセンター等の手伝い、受入れ農家以外の作物栽培等の手伝いなども将来の自立・定住に向けた自主的活動として容認している。
- ・ 座学は、農協主催の栽培管理や税務等経営管理の講習会開催を協力隊員にも案内してもらい、研修機会が得られるようにしている。

(オ)研修受入生産者の選定方法等

- ・ 桑折町にある2つの農協(JAふくしま未来、伊達果実農業協同組合)から、営農規模、指導力等を勘案して受入生産者の候補を推薦してもらう。

- ・ 採用する協力隊員の将来ビジョンや人物像・考え方などに適合すると思われる候補生産者に状況を説明し、理解を得られた場合に受入生産者として選定している。
- ・ 事前に協力隊員候補の時点で受入候補の生産者と面談を行い、協力隊員の希望と受入生産者の指導方法(考え方)とのズレを防ぐようにしている。
- ・ また、協力隊員と近い年齢層の担い手がいる受入生産者とのマッチングにより、価値観を共有して研修を受けられるようにしている。
- ・ 受入生産者には令和5年度から月額5千円の報償費を年払いで支払っている。

(カ)研修期間中の収入。その他の支援措置。

- ・ 業務委託契約による委託料:月約30万8千円(年間約370万円)。毎月活動報告の提出をうけて月額で支払い。
- ・ 活動補助金:月12万5千円(年間150万円)。補助の用途としては、家賃、作業服、車借り上げ料、燃料代、農具、研修旅費、資格取得費等であり、全額概算払いで年度末に精算。

(キ)研修修了者への園地、施設、農機等の斡旋はどのようにしているか。また、園地、施設の継承(マッチング)はうまくいっているか。課題はあるか。(農水として特に高い関心事項)

- ・ 就農1年目からモモ収穫による収入が得られるように、隊員任期(最長3年)の中で、経営中止又は規模縮小する生産者の園地を確保し、就農時に斡旋している。
- ・ 農協や農業委員会と連携しながら、数年後に経営規模を縮小しそうな生産者の情報収集を行い、モモの成木園であり、品種構成の偏りによる収穫時期が集中することがないように斡旋する優良農地の確保に尽力している。
- ・ また、園地が荒れる前に優良園地を確保するためには、協力隊員が地元生産者の信頼を得る必要があることから、受入生産者に周辺農家とのつながりをしてもらい、隊員の認知度をあげるようにしている。
- ・ 優良園地を町が管理している訳ではないので、園地の出てくるタイミングが斡旋にとって重要で、現時点では令和4年度採用の協力隊員には、経営中止や規模縮小の園地の斡旋が徐々に出来ている。
- ・ 園地の借受けは、受入生産者等が隊員の代わりに借受け、その園地を隊員が研修として栽培管理しており、独立就農の時点で利用権の切替えをしている。受入生産者の園地の近くの園地を借り受ける例が多いが、受入生産者の園地から遠い園地が出てきた場合には、その園地の近くの受入生産者に「師匠」を切り替えることもある。
- ・ 農協、農業委員会と連携して経営中止を考えている生産者の情報を収集し、できるだけ隊員任期中に、経営中止の生産者から安価で中古農機具を譲ってもらえるように斡旋している。
- ・ 令和5年度に「桑折町農機具等マッチング事業」を開始し、町内にある不要な農機具の情報収集体制を作った。

(ク)住居の斡旋・確保の状況

- ・ 研修期間中の隊員は、賃貸住宅(町営住宅、民間アパート)に入居している。
- ・ 3年間の任期中に農機具や資材を徐々に整備する隊員もあり、それらの保管場所として敷地面積が広い住宅を購入又は借りて保管場所を確保する必要がある。しかしながら、桑折町は県北都市計画区域に属しているため市街化調整区域内の空き農家住宅を隊員任期中には容易に取得ができない。
- ・ モモ生産者は、家庭内選果や贈答品のDM販売の箱詰めなどで広い作業場を必要としているので、認定新規就農者になれば、空き農家住宅の取得が必要となる。他方、受入生産者からは隊員任期中の取得が就農・定着促進につながるのと指摘を受けているので、弾力的な対応について県とも相談中である。
- ・ また、空き農家住宅の斡旋については、空き家バンクの担当部署とも相談はしているが、

空き家に動産が残っていたり、修繕が必要な場合もあり、すぐに住める訳ではない点も課題。

(ケ)園地集積・集約や園地整備の状況

- ・ モモ園地は河川流域の平坦なところに広がっている。これまでも認定農業者が経営中止生産者からのモモ園を引き受ける過程で、ある程度の集約化が図られてきている。

(コ)研修実施者と就農者(定着者)の実績

- ・ 協力隊員の採用実績は3年間で計11名であり、内訳は次のとおり。
令和3年度採用:2名(前居住地 東京都、埼玉県)
令和4年度採用:7名(前居住地 東京都、神奈川県、新潟県、宮城県)
令和5年度採用:2名(前居住地 神奈川県)
- ・ 任期満了した2名の隊員は、令和6年度中に認定新規就農者として営農開始。借りている園地面積は、成木園が1ha程度、新植・未利用地が0.5ha程度。
- ・ また、現在、採用協議中の者が1名いる。

(サ)就農後の経営・栽培技術・販路確保等のサポート体制やその内容はどうなっているか。

- ・ 協力隊員も含めた新規就農者の支援体制として、制度運用を行う役場の他、関係機関等(農業委員会、県(普及所)、農協(営農指導員)、町内の認定農業者会、受入生産者)が連携して、それぞれの役割を発揮してもらい、就農・定着に向けて支援している(図3)。
- ・ 都会から移住した協力隊員が地域農家の中で孤立しないように、①活動に馴染むまで役場担当者からの電話やメール等によるきめ細かなフォロー(町の暮らしぶり、不安・不便を感じていないか、活動は継続していけそうか等の問いかけなど)や、②協力隊員同士が集まり情報交換(活動の進捗状況、課題、悩み)等をする機会の設定、③受入生産者のつながりによる地域への溶け込み等の支援を行っている。
- ・ 資金面では、国の経営開始資金の他、町独自の支援として、桑折町就農者支援事業補助金(年額50万円×3年間、65歳以下の新規就農者対象)を交付。
- ・ モモ生産者の所得向上を目指して、桑折町特産のモモのブランド化戦略を実施している。
- ・ その一つは、「献上桃の郷」としての商標登録の取得とプロモーションであり、許可制により民間での商業利用を認めている。当該商標は、農協の光センサー選果機を通し、糖度、大きさ、着色の出荷規格を満たしているものに使用を許可しているので、大口は系統出荷となっている(図4)。
- ・ 生産者の個人販売については、贈答用のDM販売、若い生産者中心にECサイト販売、農協の直売所、道の駅での販売などとなっている。
- ・ また、首都圏及び仙台圏での販売PRも行っており、首都圏では市場関係者向けに、仙台圏では個人向けにそれぞれ行っている。
- ・ もう一つは、「あかつき」の果汁を使用した6次化商品「至福の桃」シリーズの販売であり、桃ソルベ、桃グミ、桃こんにゃくゼリー、桃キャンディーの商品化・販売している。



図1 桑折町のモモ園地の様子(こおり桃源郷と呼ばれる)



図2 地域おこし協力隊員の栽培技術研修の状況

◇ 隊員・新規就農者の支援体制



図3 隊員・新規就農者と支援体制



図4 光センサー選果機によるモモの選果

調書番号 008(豊田市農ライフ創生センター)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:豊田市農ライフ創生センター
2. 対応者:豊田市農ライフ創生センター四郷研修所 成瀬 光明 氏
3. 日時:令和6年3月1日(金)
4. 方法:令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募資料及び受賞者意見交換会(Zoom 会議)(令和7年2月17日に追加の更新情報を聞き取り)
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A・B類型】

(ア) 取組開始の経緯

- ・ 豊田市は、南部の高岡、上郷地域や北部の猿投地域などで農業が盛んであり、米、桃、梨等は県内有数の産地であるが、農業者の高齢化と後継者不足から農業従事者は年々減少。
- ・ 他方、定年退職を機に健康づくりや趣味としての「農ある暮らし」を求める人が増加。毎年、I・Uターン者を含む市内での新規就農者はいるが、作物別にみると露地野菜が多く、桃、梨に関しては、新規就農者はいない状況。

【年度別新規就農者数】 (人)

| 年 度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 認定新規就農者数※ | 4 | 10 | 6 | 6 | 5 |
| 離農者数 | 0 | 1 | 3 | 3 | 1 |

※H25 は青年就農給付金受給者数

【あいち豊田農協部会員数】 (人)

| 年 度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 桃 | 56 | 54 | 51 | 51 | 50 | 50 |
| 梨 | 59 | 57 | 55 | 55 | 54 | 52 |

- ・ 桃梨の産地維持のために、果樹の担い手を確保することは喫緊の課題であり、豊田農業協同組合(以下「JAあいち豊田」)、桃梨栽培農家(7名)及び豊田市が共働で取り組むこととして、以下の役割分担で、果樹の担い手の確保に取り組むこととなった。

(役割分担)

①JAあいち豊田

桃部会、梨部会会員の意識改革(産地維持)、里親制度新設支援、募集周知(JA広報誌等への掲載)、果樹の栽培ほ場の斡旋

②桃梨栽培農家(里親)

新規の担い手の実践指導、産地維持へ向けた意識の醸成、里親農家への参画

③豊田市(農業振興課)

全体調整、補助金申請支援、継承手続き支援、新規ほ場の確保

- ・ 各種農作物栽培技術研修を実施している「豊田市農ライフ創生センター*」に、平成31年に独立自営できる新たな桃梨栽培の担い手を育成することを目的として「桃・梨専門コース」を創設(図1)。

*豊田市農ライフ創生センターは、豊田市とJAあいち豊田の共同運営施設で、多様な農業の担い手育成により遊休農地の活用を進めるとともに、「生きがい型農業」の実践を支援し、市民と「農」の新たな

な関係を構築することを目的に、平成16年4月に設置された。

(イ) 募集方法等

- ・ 開設当初の募集方法として、市広報誌(広報とよた)、市ホームページ、マイナビ農業への掲載等を実施。
 - ① 広報とよた 平成30年11月1日号
 - ② 報道機関情報提供、市ホームページ、マイナビ農業 平成30年11月9日
- ・ 募集内容(令和4年度募集要項より抜粋)
 - ① 期 間 令和5年4月から2年間
 - ② 場 所 農ライフ創生センター管理ほ場、里親農家ほ場
 - ③ 対 象 昭和50年4月3日以降に生まれた人
 - 桃・梨を慣行農法で栽培する意欲のある人
 - 桃・梨専門コース修了後、豊田市内で就農する人
 - 将来にわたって豊田市内で農業経営を行う意志のある人
 - 原則、これまでに農業次世代人材投資事業の交付を受けていない人
 - 2年間の桃・梨専門コースを受講でき、その間の生活を確立できる人
 - 里親農家や地域の人々と協調し、地域からの信頼を得ることができる人
 - ④ 定員 1人～2人
 - ⑤ 選考後から桃・梨専門コース修了までの費用
 - 桃・梨専門コース受講費用 2万円/年
 - 農業大学校 ニューファーマーズ研修 教材費 約1万8,000円
- ・ 研修応募者には体験実習に参加してもらう。
- ・ これは、応募者が里親農家の管理ほ場に2日間現場体験を行うもので、その後の面接受験では全里親農家、愛知県、豊田市、JA あいち豊田、農ライフが受講動機、協調性、態度、健康・研修専念、協力体制等を判定し、協議により合格者を選定している。
- ・ マイナビ農業において、1期生の研修生の声を取り上げてもらい、2期生以降の研修生の確保に努めた。数多くの応募者のなかから、面接受験等を経て次の担い手候補生の確保ができた(表)。

(ウ)、実施期間、実施体制と内容等

- ・ 研修期間は2年、地域の里親農家の支援によって進めている(図2)。
(内容)
 - 1年目 講義:愛知県立農業大学校 ニューファーマーズ研修(週1程度)
実習:市内果樹農家(里親)のほ場等で1,020時間以上実践研修
 - 2年目 実習:里親農家のほ場等で1,200時間以上実践研修
実践:自己管理ほ場での年間通じて栽培管理
相談:独立自営に向けた専門家等によるアドバイス
- ・ 研修に使用する新規ほ場の確保は、里親農家代表者から使用可能なほ場の情報を受け、現地確認後、土地所有者と土地使用貸借契約及び農地法または利用権設定の手続きを行っている。実績として、33箇所中14箇所が成木のあるほ場を新規ほ場とすることができた。
- ・ 2年目には、新規ほ場を自己管理ほ場とし、1年目に桃苗木の定植を里親農家を中心にJAあいち豊田桃部会、梨部会農家、桃・梨専門コース研修生、JAあいち豊田、豊田市産業部農業振興課、農ライフ創生センターの関係機関で行い、研修生の支援を実施している。
- ・ 2年目後半には、農ライフ創生センターで手続きをしていた新規ほ場を研修生に承継する

ため、農ライフ創生センターも土地所有者と研修生との面会に立会を行い、豊田市の土地使用貸借契約の解除、農地法または利用権設定の解除を行うと同時に研修生の利用権設定の書類を作成し、承継手続きの支援をしている。

(エ) 研修生等の生活安定の方法(研修期間中の支援)

- ・ 研修生が桃・梨専門コースで必要とする苗木、農薬、マルチ等資材等購入費も必要があれば、農ライフ創生センターの予算で購入し、支援している。
- ・ 就農準備資金による最大年間150万円を交付(2年間)(国補助金)

(オ) 研修修了者への園地、施設、農業機械、住宅等の斡旋の状況

- ・ 桃・梨のほ場の確保は、里親農家の代表者が地域の桃・梨のほ場の地権者の状況を常に情報収集されており、ほ場の土地所有者から研修生に農地を使って欲しいと要望された場合には、豊田市産業部農業振興課あるいは農ライフ創生センターに報告していただけるよう、日頃から連携に努めている。
- ・ その都度、迅速に現地調査し必要なほ場と判断した場合には、桃・梨のほ場とする手続きを行いながら、ほ場の斡旋に努めている。

(カ) 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ これまでに6名が本コースを修了し市内で独立自営を行っているほか、2名が現在研修中。
＜これまでの就農実績＞

| | |
|-----------|----------------|
| 令和元年(1期生) | 1人(令和3年就農) |
| 令和2年(2期生) | 2人(令和4年就農) |
| 令和3年(3期生) | 2人(令和5年就農) |
| 令和4年(4期生) | 1人(令和6年就農) |
| 令和5年(5期生) | 2人(令和7年3月修了予定) |
| 計 | 8人 |
- ・ 担い手となった修了生は、元々すべて市外に住所地があり、農作物の販売経験のない者がほとんどであったが、2年間の研修と里親農家の支援を受け、現在では6名が園地の継承を受け、市内で桃・梨農家として活躍。
- ・ さらに、令和7年3月末には2名が継承予定となっている。
- ・ 園地継承については、1名の修了生に対し、平均約100aのほ場を継承(1期生から4期生)(図3)。

(キ) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ 修了後の支援(費用面、ハード面)
 - ① 経営開始資金(年間150万円)の交付(最長3年間)(国補助金)
 - ② 経営発展支援事業による最大750万円の補助(国・県補助金)
 - ③ 新規就農者就農支援事業による上限30万円の補助(市補助金、JA あいち豊田)
 - ④ 相談窓口の設置として、農業経営アドバイザーの専門家による伴走支援
 - ⑤ ほ場の紹介(上記(カ)参照)
 - ⑥ 農ライフ創生センター農機具貸付制度による農機具貸出(図4)
- ・ その他として、研修生との意見交換会の実施(ソフト面)
- ・ 里親農家を中心に、豊田市、JA あいち豊田、里親農家、研修生において年1回、意見交換会を実施しており、修了生及び研修生とのコミュニケーションを図っている。
- ・ これらを通じて、将来的には認定農業者となり、桃・梨部会員の中核として、研修生を受け

入れる里親農家として活躍することを期待(図5)。

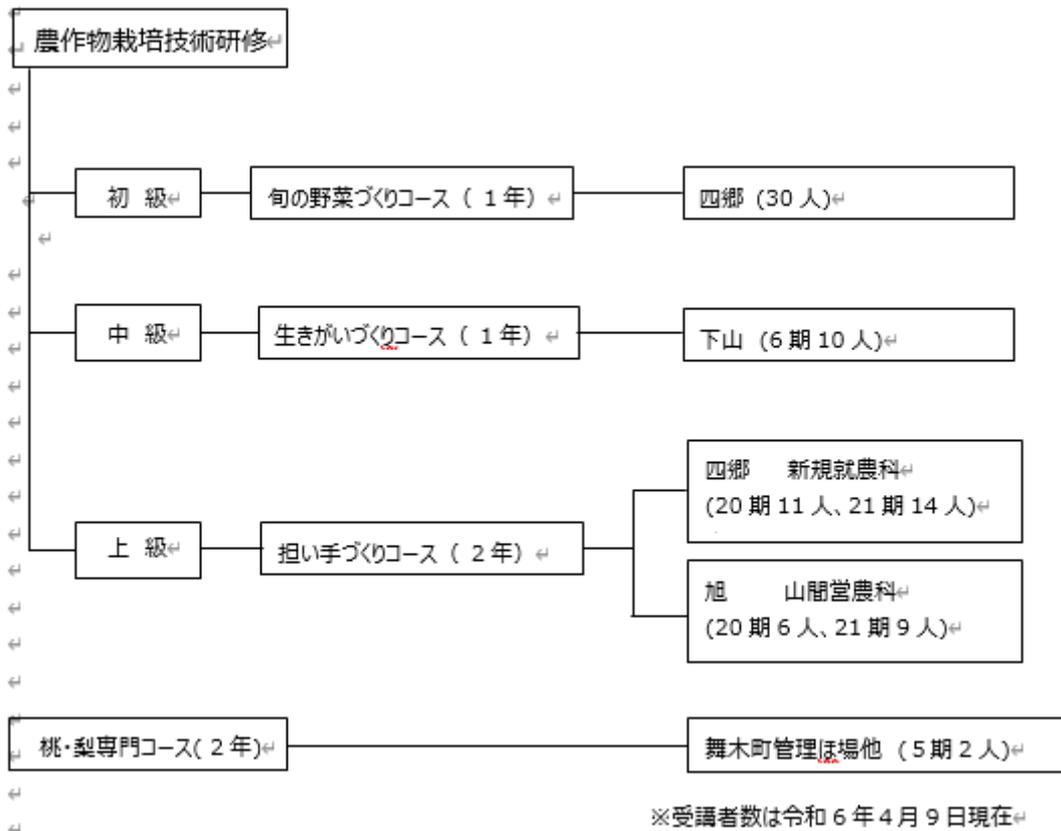


図1 豊田市農ライフ創生センターの各種農作物栽培技術研修

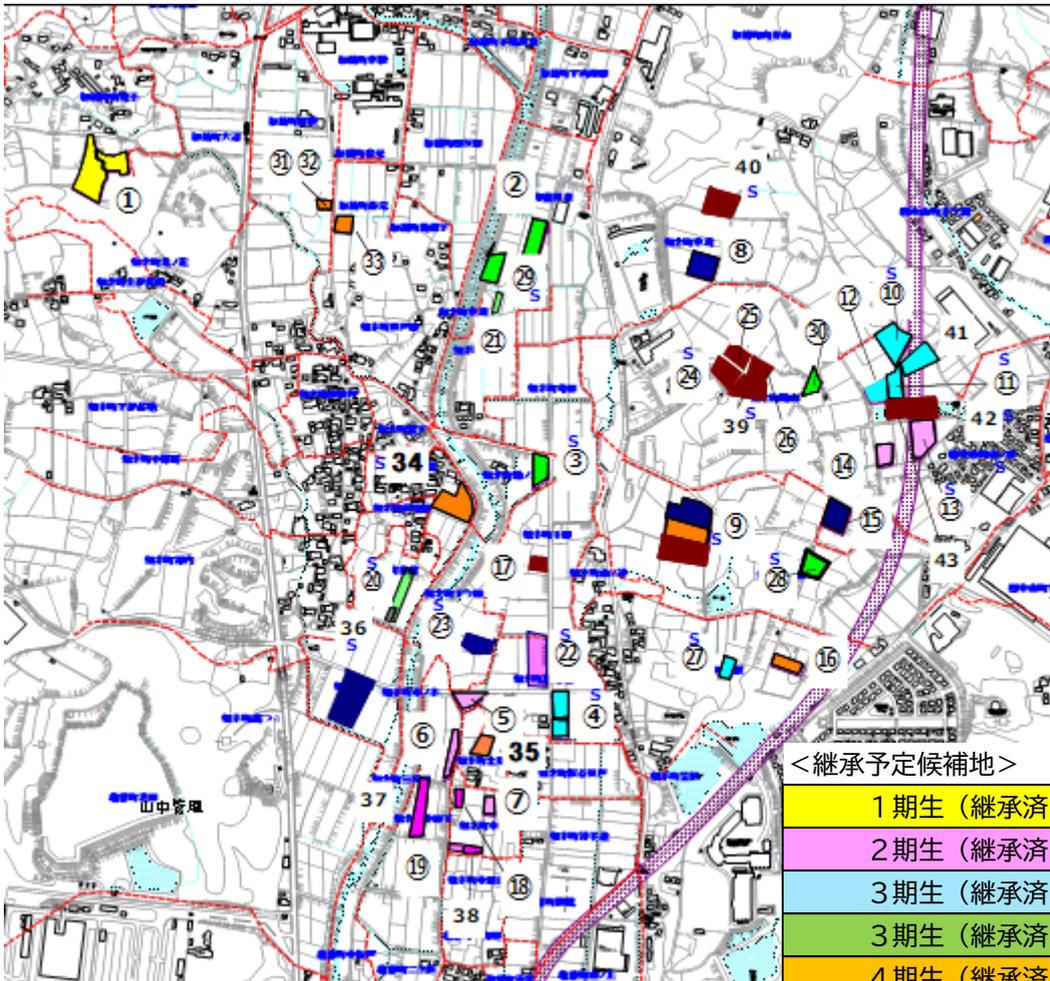
表 研修生の状況等

令和7年2月現在

| 研修生 | 応募者 | 体験実習 | 実習後辞退 | 面接受験 | 合格者 |
|-----------|-----|------|-------|------|----------|
| 1期生(前期募集) | 2名 | 2名 | 2名 | 0名 | 0名 |
| 1期生(後期募集) | 1名 | 1名 | — | 1名 | 1名 |
| 2期生(前期募集) | 1名 | 1名 | — | 1名 | 1名(辞退) |
| 2期生(後期募集) | 2名 | 2名 | — | 2名 | 2名 |
| 3期生(前期募集) | 6名 | 6名 | 1名 | 5名 | 2名 |
| 3期生(後期募集) | 3名 | 3名 | — | 3名 | 0名 |
| 4期生(通年募集) | 10名 | 10名 | 3名 | 7名 | 2名(1名辞退) |
| 5期生(後期募集) | 2名 | 2名 | — | 2名 | 2名 |
| 合計 | 27名 | 27名 | 6名 | 21名 | 8名 |



図2 里親の果樹園での研修風景(舞木町)(桃・梨専門コース)



(愛知県豊田市舞木町地内)

【継承地を含んだ位置図】・・・令和7年2月17日現在

<継承予定候補地>

| | |
|-----------|--------|
| 1期生(継承済) | 5,924 |
| 2期生(継承済) | 13,585 |
| 3期生(継承済) | 14,887 |
| 3期生(継承済) | 11,683 |
| 4期生(継承済) | 10,282 |
| 5期生(継承予定) | 14,495 |
| 5期生(継承予定) | 16,171 |
| | |
| | |
| 計 | 87,027 |

図3 研修修了者への園地継承の状況

■貸付する農機具の種類

1 センター職員が運搬及び操作指導を行うもの

| 農機具種類 |
|--------------------------|
| トラクター（ロータリー、暗渠掘削機）、コンバイン |
| 乗用田植機 |



2 利用者が運搬及び操作を行うもの

| 農機具種類 |
|---|
| 歩行用田植機、耕運機、管理機、セット動力噴霧器、 小型動力噴霧器、小型クローラ運搬機 |
| 草刈機、背負い動力噴霧器 |
| 手動噴霧器、溝切機、自走式草刈機、播種機 |



3 桃・梨専門コース修了者に限り利用可能な農業機械

| 農機具種類 |
|-------------------|
| バックホー |
| スピードプレーヤー(高性能防除機) |
| 乗用草刈り機 |



※ 利用料には、農機具の運搬費及び燃料代を含む。

桃・梨専門コースのみ

図4 農ライフ創生センター農機具貸付制度

内容:農作物栽培技術研修担い手づくりコース、桃・梨専門コース及び農地活用帰農コースの修了者の豊田市での就農を促進し、継続的な営農活動を支援するため、農機具の貸出しを行っている。(有料)

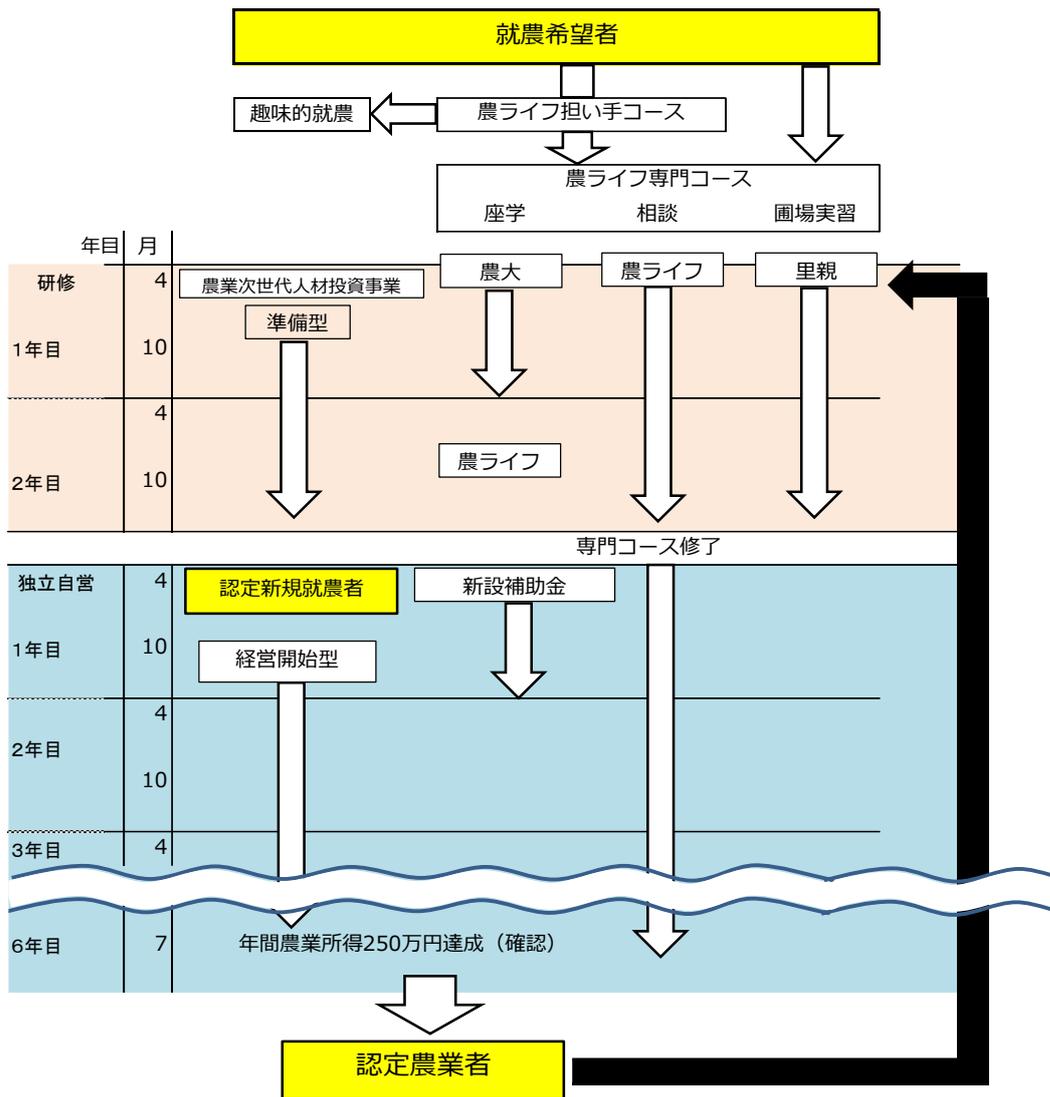


図5 桃・梨専門コースによる研修の実施と新規就農による将来像

調書番号 009(農事組合法人世羅幸水農園)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:農事組合法人世羅幸水農園
2. 対応者:(農)世羅幸水農園専務理事 前 真央 氏
広島県世羅町産業振興課産業振興係主任主事 藤川 優貴 氏
JA広島果実連業務部指導課(世羅営農センター駐在)技師 須野田 裕也 氏
" 業務部指導課長 及川 正明 氏
" 広島県果樹農業振興対策センター長 福本 和典 氏
3. 日時:令和6年6月21日(金)
4. 方法:現地調査(会議、圃場でのインタビュー)
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:C類型】

(ア)産地における梨栽培の歴史、農事組合法人に梨園地の集積・集約・整備を始めた経緯、法人経営の概要

- ・ 世羅町では、昭和30年代の県営の大型農地開発により生産基盤整備された農地に「幸水」を導入して以降、赤なしを主体とした協業経営・個人経営が展開され、西日本随一のなしの産地として知られるようになった。
- ・ (農)世羅幸水農園は、県営パイロット事業で開発された農地に入植した農家27戸の協業により昭和38年4月に設立された農事組合法人である。法人の経営目標として、果樹の全面協業による半永続的な経営を目指し、設立当初から法人が農地を買い上げる方式でスタートした。
- ・ 県営パイロット事業で整備した農地には、当初は、世羅幸水農園以外にも、その現在地周辺には、なし経営農事組合法人や酪農、たばこ経営の農事組合法人があった。それら別の法人が経営を止める際に当法人がその農地を買い取り、なし園を整備・拡張した。
- ・ その20年後(昭和57年頃)に県営パイロット事業により新たな農地が開発され、当法人が入植した(重永農場)。さらに、その5年後(昭和62頃)に新たな県営パイロット事業による開発農地にも当法人が入植した(権現農場)。
- ・ このような農場の拡張の結果、栽培面積が最大の時期で、なし園栽培面積が約60ha(本場32.0ha、重永農場14.6ha、権現農場13.2ha)、なし販売量が1,300トンとなった。
- ・ 現在の経営面積は、なし植栽面積が47.3ha、品種別構成として、「幸水」23.9ha(50%)、「豊水」19.4ha(41%)が主体(写真1)。その他の品種では多い順に「あきづき」、「南水」、「豊月」、「愛甘水」である。
- ・ 当初はなし栽培一本であったが、価格が暴落したこともあり、なし栽培のみでは経営の安定が得られないことから、ぶどう栽培を開始し、現在3.7haを栽培。
- ・ 通年経営の直営販売店(ビルネ・ラーデン)で何らかの果実を販売するため、いちご(12a; 12月～5月収穫、1月～5月にいちご狩りも実施)、もも(14a)、りんご・さくらんぼ・すもも等(36a)を栽培。
- ・ なしの販売状況は、令和4年度に899.3トンで、系統出荷(市場;広島、福山、大阪、神戸)4割、残りの6割が直売店での販売、観光農園(もぎ取り、梨収穫オーナー制)、贈答品による販売(市場出荷はスーパーの売り場用で大玉は求められないが、贈答や消費者販売は大玉への需要がある)。

(イ)農事組合法人の体制と構成農家(協業者)数

- ・ 現在の組織の構成員数は15戸にまで減少。初期に独立営農の方が利益は得られるとして

法人から抜けた者のほかは、後継者のいない農家が次第に抜けた結果である。

- ・ 労働力の構成は、家族込みの従業員数24名(男子16名、女子8名)のほか、正規従業員数23名、技能実習生(特定技能を含む)12名(中国2名、カンボジア7名、ベトナム3名)で、合計59名となっている。
- ・ 経営組織については、法人設立当初から業務組織の体制により業務運営を行っている(図1)。各部の部長には法人の理事を当てているが、副部長には正規従業員も当てている。

(ウ)老木化に対応した改植等の状況(最近の改植面積等、土壌改良の方法や実施面積等、老木樹の樹勢強化に向けた取組み)

【新植/改植】

- ・ 近年では3haの造成園地にV字ジョイント栽培を導入して改植を行った(平成30年から3年間かけて1haずつ改植(写真2))。これは、世羅町の農地再整備事業により畑地の段差解消・緩傾斜化や園内道整備等の農地造成したところ(下記(エ)参照)に改植を行ったもの。
- ・ また、それ以前にも通常の3本主枝により計3haの改植を行った(平成11年;1.5ha、平成14年;1.5ha)。
- ・ 18年前頃にジョイント栽培の導入を検討していた時は、1.8mの棚を使ったジョイント栽培を考えており、その際には4mの大苗が必要であったことから大苗育苗に挑戦した。しかしながら、世羅町は4・5月の天候が悪く生育不良で十分な大苗が出来なかった。
- ・ その後、V字ジョイント栽培技術を知り普通の苗(2.5m程度)を購入して導入できると考え、平成25・26年頃に試験ほ場40aを使って、V字ジョイント栽培を試験的に行った(写真3)。この試験ほ場のなし園は観光のもぎ取り園として活用している。
- ・ 慣行樹形とV字ジョイント栽培の棚設置コストを比較すると、V字の斜めを支える部分などがあるため慣行栽培の棚設置コストの1.5倍程度かかるが、慣行栽培より早期に収穫できることで、そのコスト増を早く回収できる。実際のところ、慣行樹形では、棚が埋まり成園化するのに20年かかるが、V字ジョイント栽培では5年目からある程度の収穫が得られ成園化も早い。
- ・ V字ジョイント栽培についてもいろいろと課題があると考えており、また、新植した際の当該樹形の耐用年数が25～30年と言われていることから、次回の改植は通常の樹形として耐用年数が50～60年の園地としたい。
- ・ 法人全体で園の樹の寿命と再投資時期の観点からポートフォリオを整えていく必要があると考えている(現状で見ると、重永農場の40～50年の樹齢のものが多い)。
- ・ 「幸水」で樹勢が衰弱し単収が悪いところについては、より黒星病に強い「あきづき」に改植(又は補植)することを検討している。

【樹勢回復】

- ・ 老木樹は、樹勢が衰え収益性も低下しているが、経営継続性の観点からすべて切ってしまうことはできないので、10年前から樹勢回復剪定を行っている。
- ・ これは、茨城県や栃木県などで実験・開発された剪定方法であり、樹勢強化、作業の簡便化を図っている。ポイントは、予備枝を多く配置し、強い上枝も利用することであり、骨格枝上の強い枝も元から切らずに、20cm残している。強い枝も、ノコギリで切れ目を入れてビニルテープで巻いて水平に誘引して側枝として利用する(図4)。この剪定方法は、若手の従業員や技能実習生でも容易に作業可能である。
- ・ この樹勢回復法により、開園時から63年経過した老木樹でも、あと10～20年収穫できる状態を維持できると考えているが、なし棚は補修したとしてもすでに限界に近付いている(開園当時の丸太支柱の横に鉄パイプで支えたとしても限界)。なし棚の全面改修にも1ほ場で1千万円以上の費用が見込まれる状況。
- ・ 土壌改良用堆肥に関しては近隣の酪農家と連携して当法人で製造している。マニュアルス

プレッダーによるたい肥散布も行っている。

- ・ 以前に比べると土壌改良材も良くなっており、紋羽病も少なくなっている。
- ・ 広い面積で栽培していることから、一般農家の単収(平均3トン)と比べると平均単収は低い(幸水1.9トン、豊水2.1トン)。条件の悪い園地では1.5トン程度のものもある。単収の低さを栽培面積でカバーする考え方で経営している。

(エ)急傾斜地や狭小園地等における作業性改善のための園地整備の状況

- ・ 60年前の県営パイロット事業により開発した園地は、ブルドーザーによる整地のみで傾斜がそのまま残っており、園地ギリギリまでなしを植栽し周囲道もないため作業性は良くなかった。
- ・ そのような園地について段差解消・緩傾斜化の園地再整備を行ったが、一部については急傾斜地で作業性の悪いところは林に返した。
- ・ 園地再整備(段差解消・緩傾斜化、かんがい用水の配管改修等)には資金が必要であり、国や県・町の助成がないとできない。ようやく補助金交付の要望が通って3haの整地を行った。

(オ)その他栽培施設(農道、防霜ファン、かん水施設等)、農業機械等の状況

【施設】

- ・ 各農場には、幹線・支線の農道(計2万1千m)、作業道(計5千m)が設置されている。
- ・ 防霜ファンは谷の部分の霜害が予想される園(世羅アメダスは4月に-2, 3℃にもなるが、このような園はこれよりさらに2℃低い)に以前から設置(計14.8ha)。その防霜ファンは古いので壊れてしまえば再度設置することは費用的にも難しい。
- ・ 果樹経営支援対策事業を使って3年前に防霜ファンを設置した園地があるが、1ヘクタール当たり500万円かかった。稼働日数が年間10日程度のものにそこまでの投資をするのかといった費用対効果の課題があり、資材を使った防霜対策も検討している。
- ・ かん水は果樹園にマイクロスプリンクラーをつけている。水源は開園当時から近くのダムから取水している。
- ・ 多目的防災網は風の強い一部のほ場のみを導入。
- ・ 鳥獣害用柵(2m)は新しいほ場のみを設置(古いほ場では鹿による果実の食害や猪による園地の掘り起こし(セミの幼虫)などの問題あり)。
- ・ ぶどうハウス31.2a、ぶどう棚70.0a
- ・ 加温ハウス(ぶどう27a、いちご12a)
- ・ たい肥舎

【農機具】

- ・ スピードスプレーヤー12台(うち、キャビン付き10台(写真5))※園地の防除時期を一緒にしたいので1日の稼働台数が多くなる。
- ・ なし運搬用トレーラー11台
- ・ トラクター10台(うち、クローラタイプ1台)、ロータリー3台、サブソイラー1台、ブロードキャスター2台、フレールモア1台、トリチュレーター2台、マニアスプレッダー3台、ダンプキャリア1台、スチールプラウ1台
- ・ ショベルローダー1台、バックホー3台
- ・ その他マイクロバス、ダンプ等運搬用具

【その他資材等】

- ・ 30年前は、薬をとって人工授粉を行っていたが、現在は全圃場でミツバチ(計80箱)を導入している。これは、栽培面積が広く、臨時雇用の確保が安定しないためである(幸水と豊水の混植しており問題なし)。
- ・ ミツバチによる授粉は天候に左右されるので不安であるが、人工授粉も人手確保の問題が

ある。数年前に、県がドローンによる溶液授粉の試験をしたが、現在は花粉の入手が難しいと考えている。

- ・ 他方、ドローンについては、今年から防除用に1台を購入して実際に使っている。ただし、濃厚少量散布用の農薬登録が揃っていないので、効率性に問題がある。
- ・ ラジコン草刈り機も畦畔の除草に使っている(高齢者でも操作ができるため)。

(カ)園地整備、梨の新植・改植等に利用した事業名

- ・ 改植/新植には、果樹経営支援対策事業を活用している。
- ・ 農地造成となし棚の整備は、国の事業(農地耕作条件改善事業)を活用して町の事業として行っている。

(キ)改植/新植における未収益期間の対策はどのように行っているのか

- ・ 改植/新植したところは、果樹経営支援対策事業未収益期間支援事業の補助は受けている。
- ・ 法人組織であることから、改植に係る期間の減収を見込んでも経営できるように計画を組んで改植/新植事業を実施している。

(ク)法人内の農家(協業者)の後継者確保の状況はどうなっているか。技術継承等の支援体制はどのようになっているのか

- ・ 法人内の協業者は全て後継者がいるわけではない。自分(前専務)は3代目であるが、3代目がいるのは現在6軒である。年齢別に協業者をみると、一番若いのは35歳で、80代の高齢者もいる。
- ・ 法人がすべての土地を所有しているので、協業者も法人からの給料の形で収入を得ることから、後継者のいない協業者が法人を抜ける場合は出資金を返金して対応することとなる。
- ・ したがって、新規参入者を新たな協業者として法人に迎えるよりは、従業員を雇用することで対応の方が現実的と考えている。また、株式会社方式による生産法人に変更していくことも一つの選択肢と考える。
- ・ 技術の継承についても、当初は協業者が従業員に技術指導をしていたが、協業者が減少した現在では、従業員のベテランの方が技術継承を担っている(上記(イ)、図1参照)。

(ケ)その他、労働力確保等への取組状況

- ・ 技能実習生については、監理団体からの紹介で確保できるが、諸国の経済情勢などで応募者が集まりにくくなっている。また、特定技能実習生として継続するよりも介護職など職を変更する者が多い。
- ・ 季節雇用に関しては、5・6月の摘果と8月(お盆明け)から10月初旬までの収穫・選果・販売に臨時雇用を導入。昔は100名程度の臨時雇用者がいたが、現状は求人が難しく30名弱で、派遣の方が15名となっている。
- ・ いつも来てもらっている臨時雇用者は高齢化しており、若い人は数名程度。
- ・ 法人として現状のなし栽培面積を維持したいが、幸水の場合で2週間以内に収穫しないと過熟となり、既に収穫しきれないところが出てきている。このため、臨時雇用の雇える範囲で栽培面積の縮小を考えた方が良いのではとの意見も出てきている。
- ・ オーナー園が2.5ha程度あり、収穫労力の軽減の観点からはよいが、オーナー園にできる畑も限られており(道路近くの樹に限定)、オーナー希望の全てに応えきれない状況。

(コ)世羅町ぶどう振興計画に基づく、後継者・担い手の育成・確保の取組み

- ・ 世羅町の農業研修制度「世羅産業創造大学」において、ぶどう栽培研修生を受け入れている。年に1名程度のぶどう栽培の研修生を受け入れている(令和6年4月から新しい研修

生1名が開始)。

- ・ なし栽培は農事組合法人で事業継続をしてもらう考え方であるのに対して、ぶどう栽培は法人による経営に加えて、個別農家経営による栽培も町として振興しており、ぶどう栽培農家の高齢化に対応して新規就農者研修にも力を入れている。
- ・ 募集は、広島県の就農相談会に出展しており、町外からの就農希望者がほとんどである。
- ・ 研修期間は2年間で、国の就農準備資金の活用が前提。
- ・ 研修場所はぶどう経営の法人の農場で受けてもらっている(世羅幸水農園にも数年前に研修生を受け入れてもらった)。
- ・ 研修修了後は、高齢化した農家のほ場・施設を事業継承するように町が斡旋している。
- ・ 世羅町ではワイナリーを運営していることから、醸造用ぶどう園も事業継承の対象にしているが小規模である。シャインマスカット栽培の希望が多い。
- ・ なお、法人には、雇用就農を希望する若手の相談者も多い。ただし、独立就農と異なり、法人内で特定の作業に従事する必要があることから、就農希望者の期待とのミスマッチも多く、面接時に良く説明をしている。

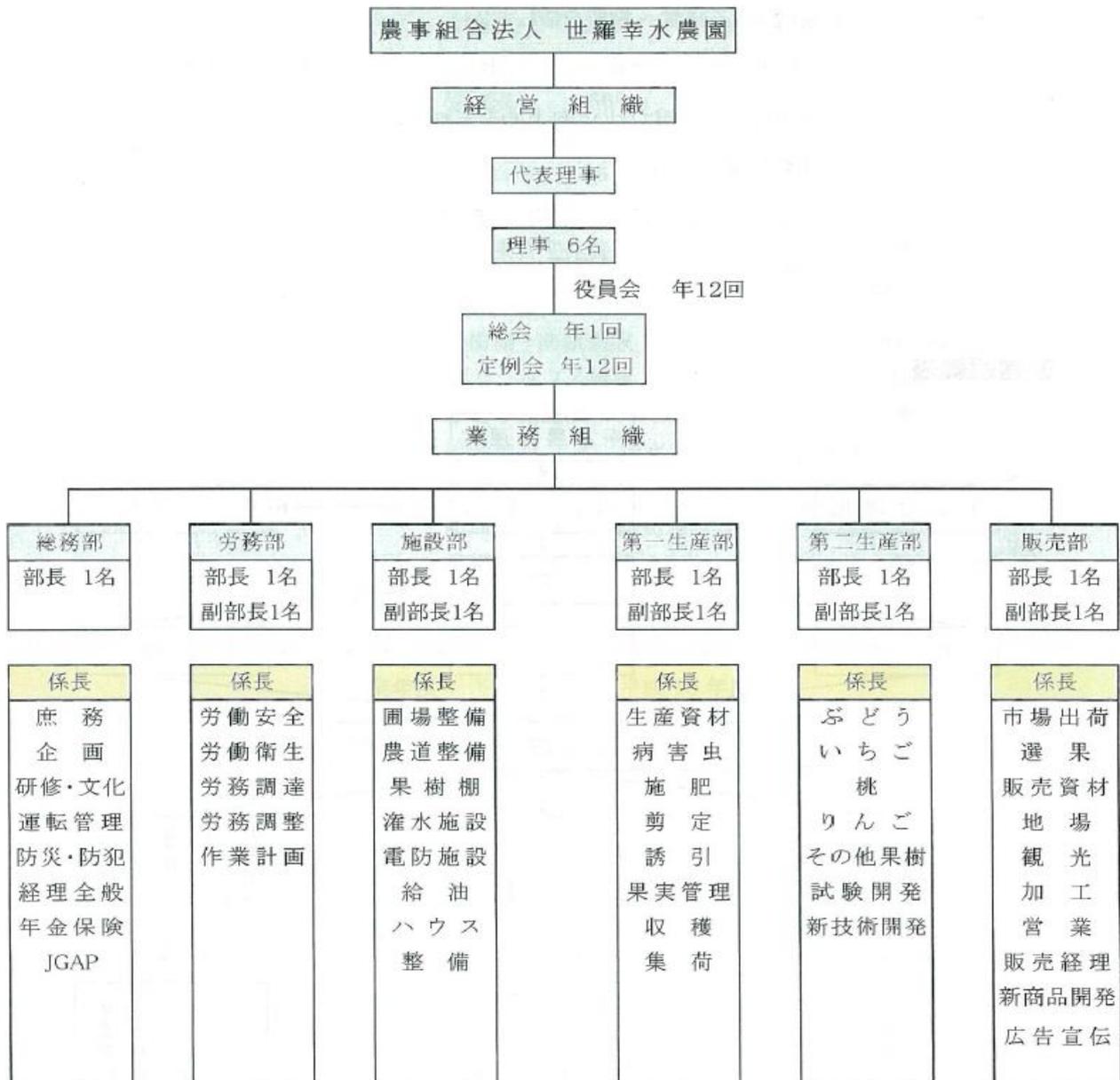


図1 世羅幸水農園の組織



写真1 法人開設当初からのなし園(左:樹齢60年を超える幸水、右:豊水(長十郎に高接ぎしたもの))



写真2 ほ場の整備後にV字ジョイント栽培を導入したところの全景(1ha×3ほ場)
(注:上部の更地は急傾斜のため改植をせず伐採)



写真3 V字ジョイント栽培を最初に試験したほ場(上段;複数品種を混植、下段右;「幸水」)



約20cmのところで切った予備枝(上部の徒長枝を誘引して予備枝にする)



誘引された徒長枝(徒長枝の背中にのぎりの切れ目を入れて折った部位にテーピング)

徒長枝を誘引している箇所(切れ目を入れて折っているため、誘因は棚に紐で結び付けることで簡単にできる)



写真4 樹勢回復の方法(上段左右「幸水」、下段左右「豊水」)



写真5 キャビン付きスピードスプレーヤー

調書番号 010(JALしまね出雲地区本部、出雲市)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名: JALしまね出雲地区本部、出雲市
2. 対応者: JALしまね出雲地区本部営農企画課課長 山根 康太 氏
" 西部営農センター代理 河瀬 浩隆 氏
" 東部営農センター係長 多久和 雄輔 氏
出雲市農業振興課農業支援センター主幹 遠藤 邦博 氏
JAしまね本店営農企画課 大谷 康詞 氏
3. 日時: 令和6年7月3日(水)
4. 方法: オンラインヒアリング (Zoom 会議)
5. 調査内容 (組織の取組み)

【取組み類型: A類型】

(1) 出雲市アグリビジネススクール

(ア) 研修制度開始の経緯

- ・ 出雲市は、島根県東部に位置し日本海と宍道湖に面しており、北部は島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成される。出雲市のぶどう生産は、出雲平野で行われている。一方、柿生産は島根半島の平田地区で行われている。
- ・ ぶどう生産については、昭和11年から大社地域を中心にデラウェアの栽培が始まった。昭和40年から加温栽培が取り組まれ、ピーク時には年間3,900トン、出荷額31億円で全国有数の加温ぶどう産地となり、現在でも県全体の8割の生産を占めている。高齢化により担い手(部会員)は減少している。一生産者当たりの栽培面積は零細で、生産者の高齢化、消費者ニーズの多様化、生産コストの上昇などの外部環境も大きく変化しており、このまま放置すればぶどうの一大産地の地位は大きく後退していくことが危惧されている。
- ・ 柿生産については、昭和28年頃から富有柿の栽培を契機に、昭和40年代に米生産調整で西条柿の植栽が始まった。その後、伊豆柿や気象害対策の施設整備、冷蔵柿、個包装柿、干し柿加工の取組み、柿直売所の開設等が行われた。近年は生産者の高齢化により生産者は減少しているが、若い生産者の経営面積の拡大により全体の栽培面積は横ばいである。省力化栽培(ジョイント栽培、わい性栽培など)の取組みも増えている。また、需要が多い干し柿の増産を行っている。
- ・ このような状況下で、将来の地域農業の担い手の確保・育成を目的として、「儲かる農業・魅力ある農業」のあり方を学ぶことのできる「出雲市アグリビジネススクール事業」を平成18年7月に開始した。
- ・ 運営主体は出雲市農業再生協議会で、事務局を出雲市役所農業振興課農業支援センターが務め、島根県東部農林水産振興センター出雲事務所、JAしまね出雲地区本部、JAしまね斐川地区本部が連携して実施。
- ・ 同スクールでは、新規就農・定年帰農をめざす人などを対象とする「栽培基礎研修」、農業経営者を対象とする「経営管理研修」、新規就農者を対象とする「新規就農者交流事業」を実施。
- ・ 栽培基礎研修では、果樹としては、ぶどう、柿、いちじくを実施しており、それぞれチャレンジ講座を開設(図1)。
- ・ 栽培基礎研修は、出雲で農業を始めたい人が自分に適した就農パターンを見つけるための最初のステップとしての役割があり、同スクールの研修履修後に、農林大学校や受入農家での研修により専業自営就農を目指す人、小規模・兼業農業や定年帰農等を志向する人、

雇用就農を希望する人などの多様なパターンがある(図2)。

- ・ また、親元就農する人も、アグリビジネススクールの講義を受け、親以外の者から栽培技術を習おうとする者も一定数いる。

(イ) 研修生の募集方法

- ・ 研修生の募集は、研修開始前年の11月頃に、受講生募集のパンフレットを市とJAの広報誌、市ホームページ・SNSに掲載掲載して周知。
- ・ 定員は各チャレンジ講座10名であり、出雲市在住、または同市で農業を始める人であれば応募可能。参加費用は1講座当たり年額1万2千円。その他、研修会場までは自分で通うこと、受講中のけがに備えた損害保険への加入等の条件あり。
- ・ 応募申込は出雲市役所農業振興課農業支援センターに行い、応募者への面接により受講生を決定。

(ウ) 研修期間等

- ・ 研修は1月開始で、期間は1年間。
- ・ テキストを使った講義(座学)と研修ほ場での栽培研修(実習)により構成され、ぶどうチャレンジ講座で年間17回(うち実習15回)、柿チャレンジ講座で年間14回(うち実習6回)、多伎いちじくチャレンジ講座で11回(うち実習9回)。
- ・ ぶどうの講座の研修コマ数が多いのは、他の果樹に比べて作業が多いことによるもの(デラウェアの加温栽培による早期出荷作業、その後のシャインマスカットの栽培管理作業が入るイメージ(図3))。
- ・ この他、各講座に共通する内容として、年間5回の農業基礎全体研修がある。

(エ) 研修の運営方法(研修内容、場所、講師等)

- ・ 各果樹のチャレンジ講座の座学及び実習を行う場所は異なっている。ぶどう、柿、いちじくそれぞれに専用の研修ほ場がある。
- ・ ぶどうの講座では、市内にある研修ほ場で行い、デラウェアとシャインマスカットの栽培について、苗木の植付け・管理、芽かき・摘芯、ジベレリン処理、誘引、摘粒、防除、袋掛け、収穫・箱詰め、出荷調整、枝管理・せん定、施肥・土壌管理等の基本技術について年間を通じて実習。
- ・ 柿の講座では、平田柿産地にある研修ほ場で行い、摘蕾、芽かき、接木、新梢管理、摘果、夏枝管理、反射シート敷設(収穫目仕上げ管理)、収穫・選別・脱渋方法、落葉処理、整枝せん定、施肥・土づくり等の基本技術を実習。
- ・ いちじくの講座では、多伎町のいちじく産地にある研修ほ場で行い、施肥・土づくり、挿し木づくり、定植・挿し木、病害虫管理、芽の確保と芽かき、摘芯、誘引、水管理、敷き草、除草、収穫・規格付け・調整、収穫後管理(樹勢維持、施肥、越冬病害虫対策)、整枝・せん定等を実習。
- ・ 柿といちじくについては、先進的生産者の農場を視察するとともに、各生産部会員との交流も実施。
- ・ その他、農業基礎研修が全講座共通の研修(実習・座学)として実施され、農薬の適正使用、土壌肥料と土づくり、農作業安全などの基礎知識、経理管理や新規就農制度等を学ぶ。その際、地元の農業者との交流会も開催される
- ・ 研修の講師は、県東部農林水産振興センター出雲出張所農業部、JAしまね出雲地区本部及びJAのぶどう部会、平田柿部会、いちじく部会関係者が担当している。
- ・ 研修講師には謝金が支払われ、農家のほ場を借りた場合には借り上げ料を支払う。
- ・ アグリビジネススクールの運営資金は、受講料、収穫物販売金等の自主財源の他に、市等からの運営補助金によっている。

(オ) アグリビジネススクールの実績と新規就農に向けたその後の進路

- ・ 過去10年間(H26～R5)の実績をみると以下のとおり。

| 講座名 | 受講生 | 修了生 | 新規就農 | 認定新規就農 | I・Uターン |
|------|-----|-----|------|--------|--------|
| ぶどう | 124 | 90 | 21 | 17 | 9 |
| 柿 | 52 | 38 | 2 | 1 | 2 |
| いちじく | 64 | 52 | 3 | 1 | 3 |

- ・ ぶどうの講座の実績が他の講座に比べて多く、新規就農にも結び付いているが、この理由として、出雲市はぶどう産地であることから、1) ぶどうの新規就農パッケージとして、農林大学校での研修やJA子会社(アグリ開発株式会社)での雇用就農(研修)を経た独立就農の道が示されていること(図4)、2) JAぶどう生産部会の就農者受入れがしっかりしており、市とも密接に連携して、親元就農や新規参入者のバックアップ体制が整っていることが挙げられる。
- ・ なお、出雲市ぶどう新規就農パッケージの条件(人材像)として、出雲市に移住して就農を目指す18～50歳の者で、農業投資の自己資金として300万円程度の準備等を求めている(移住者には空き家バンクの情報紹介などの支援)。
- ・ アグリビジネススクール経由以外も含めたぶどう栽培の認定新規就農者は、毎年一定数おり、平成29年から令和4年の実績で計21名。
- ・ 柿については、認定新規就農者になるためにはより広い栽培面積が必要であり園地確保ため地権者とのマッチングの問題がある。また、柿部会として生産者の子供が他産業からの定年後に親元就農して代替わりをすることを歓迎している。柿栽培では定年帰農者がアグリビジネススクールで学んだあとでも広い面積でなければ取り組みやすい点はある。
- ・ いちじくについては、収穫期間も限られ、いちじく栽培だけで農業所得を得ることが難しく他作物との複合経営を考えている人が多い。

(2) JAしまね出雲におけるぶどうリース団地の整備と担い手の育成

(ア) JAがぶどうハウスのリース団地整備に至った経緯

- ・ リース方式のぶどうハウス団地を整備することで、初期投資の軽減を図りつつ出雲地域の特産物であるぶどうの販売量を増加させることを目的とし、平成25年度から、国、JAの補助を活用しぶどうハウスを整備(写真1)。
- ・ リース方式とすることで、県、JAからリース料補助を受けることができ、入植者の初期投資に係る負担を軽減し営農に集中してもらうことが可能。

(イ) リースハウス整備の際に利用した補助事業

- ・ 農山漁村活性化プロジェクト交付金(国、H25～27)
- ・ 園芸産地再生担い手育成支援事業(県、H25～27)
- ・ 産地パワーアップ事業(国、H28～29、R2)
- ・ 園芸産地再生担い手育成支援事業(県、H28～29)
- ・ 中核的経営体を目指す自営就農者確保対策支援事業(県、R2)
- ・ なお、JA管内では、毎年度補助金を活用してぶどうハウスが立てられている。リース団地の整備がない年度には、ぶどう生産者自らが補助金を活用してハウスを建てている。

(ウ) リースハウスの利用希望者の募集

- ・ 出雲市農業支援センター(出雲市農業振興課内)での公募により新規就農希望者の募集を行った。
- ・ また、JAしまね出雲ぶどう部会に提案する形で、規模拡大意向を持つ既存生産者を募集した。

(エ) リースハウス整備の際の土地と苗木

- ・ JAがリース用の棚を整備する際、その利用者が設置する土地を用意する。新規就農希望者の多くは、地権者から土地の利用権を取得しハウスを建てる土地を確保する。
- ・ また、ぶどう苗木の新植については、リースハウス利用者が果樹経営支援対策事業等を活用して、JAの栽培指導の下で行う。
- ・ 品種は、デラウェアとシャインマスカットで、新規就農者の場合、営農計画を立てる際に少ない栽培面積でも収益が得られるシャインマスカットの栽培に流れる傾向がある。

(オ) リース期間及びリース料の詳細

- ・ リース期間14年(ハウスの耐用年数)
- ・ リース料の算出:リース料元金(事業費-補助金)×利息(1.0%、近代化資金利息)÷リース年数=年間リース料

(カ) リースハウス整備の面積と利用者の実績

- ・ H25 8,540㎡(9棟)、6名
- ・ H26 14,600㎡(15棟)、7名
- ・ H27 9,920㎡(10棟)、4名後に7名
- ・ H28 7,912㎡(8棟)、8名
- ・ H29 5,575㎡(6棟)、5名
- ・ R2 2,240㎡(2棟)、2名

(キ) リース期間終了後の譲渡の方法

- ・ リース期間満了後にJAが相当の基準に従って評価した見込残存価額にて利用者に譲渡する。

(ク) 今後の展望

- ・ 今後はリースハウスで県のオリジナル品種の神紅(しんく)(写真2)を栽培できるように、新規就農者向けのリースハウス事業の実施を計画しており、既に新規就農者向け現地見学会も行っている。

(3) 出雲平田柿部会のリース団地の後継者への継承の取組み等

(ア) 柿のリース団地整備の経緯

- ・ 生産者の高齢化による柿産地の衰退を防ぐため、若手生産者に柿のほ場を準備して栽培面積を増やし、産地維持と西条柿生産量の拡大をすることを柿部会で役員中心に検討し、普及員の助言も得て、平坦な場所で省力的で効率的な柿栽培ができる適当な土地を探していた。
- ・ そのような中、中山間地の集落で中心的な担い手のいない水田を転作して柿団地として整備することを水田の地権者等に柿部会として積極的に働きかけた。当該集落では柿栽培も行われていたため、柿団地への転作について集落の理解が得られた。
- ・ 柿団地の整備は、平成28年度にJA柿部会が果樹経営支援対策事業を活用して行った。

(イ) 柿団地の整備の状況

- ・ 整備した柿団地はまとまった農地で栽培面積は4.7ha。
- ・ 水田の転作のため、土壌土層改良、暗渠排水、かん水用のタンクの設置を実施。
- ・ 西条柿の苗を新植。
- ・ 樹形は強制誘引開芯自然系の低樹高栽培(樹高2m強)(写真3)。なお、団地を整備した当時は、当産地でジョイント栽培に取り組んでいる生産者はいなかった。

(ウ) 柿団地への入植等

- ・ 柿部会では毎年、次年度産に向けて柿経営のアンケートを行っており、その中で後継者等

の状況を把握しているため、それらを活用して入植者を募集。

- ・ 柿団地に入植した生産者は2名の部会員。いずれも大規模経営の柿生産者で、1名が経営面積4haの個人経営で、他は法人経営で12～13haの経営面積。
- ・ JAが入植者にリースした。

(エ) 柿団地での作業の状況

- ・ 2名の入植者は個別に管理作業を行っており、共同作業はない。
- ・ 団地では、スピードスプレーヤーによる防除や、乗用草刈り機を使い、作業を効率化。
- ・ いずれの入植者も労働力として常時雇用者を有している。また、収穫期などは10～15名の臨時雇用者により作業。
- ・ 単収は現在10a当たり1から1.5トンで、近い将来には2～2.5トンの単収にしたい。団地における生産額は約17百万円。

(オ) その他ジョイント栽培やスマート農業の取組み状況

【ジョイント栽培】

- ・ 当産地で柿のジョイント栽培を始めた理由は、1) 植栽から収穫までの期間が約3年と短縮できること(通常は植栽から成木になるまで5～6年を要する)、2) 全ての作業が効率化できること(通常の低樹高栽培でも脚立を使う必要がある)、3) 西条柿は上に伸びる性質のためジョイント栽培により樹勢を落ち着かせながら安定した生産ができること、があげられる。
- ・ 柿のジョイント栽培の導入は、4名の柿生産者が果樹経営支援対策事業を活用して、平成29年度～令和元年度に実施。導入面積は93.9a(改植52a、新植41.9a)で、品種は西条柿82a、富有9.4a、太秋2.5a(写真4)。
- ・ ジョイント用苗は、苗業者に委託して育成。一般の物より長めの苗(70～80cm)を2～3月に定植して3月に接木。技術指導は、県の農業技術センターと東部農林水産振興センターの研究と普及部門から受けた。
- ・ 柿ジョイント栽培の課題として、1) 導入コスト(棚の設置、植栽の苗が多い(植栽間隔70～80cm))、2) 樹高が低いため霜害を受けやすく、強風の風向きによって被害を受けやすい、ことが挙げられる。
- ・ また、導入時の苗の定植本数が多く、ジョイントの接木に使う結束バンド(コンベックス)を頻繁に交換して樹の成長により結束部にバンドが食い込まないようにする必要があった。
- ・ 現在は、県農業技術センターのわい性台木を利用した樹形栽培試験を産地でも行っている。

【スマート農業技術】

- ・ 自動草刈り機の実演会を行ったが、このためにはほ場を枠で囲い、充電場所を設置する必要があり、面積が広くほ場が点在している実際の現場では導入が難しく、活用には至っていない。

(3) 産地の課題と展望等

(ア) ぶどう

- ・ 消費ニーズの多様化や生産量・販売高の減少に対応して、デラウェアの早期出荷、優良系デラウェアの普及による出荷量増、老木樹等生産性の低い樹の改植、シャインマスカット等大粒系品種による出荷期間の延長を実施。
- ・ 生産面では、出荷・生産に係るコスト削減や労力削減のため、通いコンテナ出荷、ジベレリン一発処理栽培、日没後(EOD)加温技術による省エネルギー、点滴溶液土耕栽培等の拡大。
- ・ 令和4年度策定のぶどう産地再興PJの目標実現に向けて、ぶどうハウス団地の造成による新規就農者の確保、ヒートポンプの普及による生産コストの実現。

(イ) 柿

- ・ 近年の温暖化により果実の着色が遅れ収穫時期が遅くなっており、西条柿の収穫時期(9月下旬)が後ろ倒しになり、他の品種の収穫時期と重なってしまい収穫が遅れてしまう。これにより樹上での軟化や鳥獣害の被害が増えている。また、病害虫の発生が多く追加防除や薬剤の変更が必要となっている。
- ・ 西条柿について、突然樹勢が落ち発芽不良になる問題があるが、その原因が未だ不明。
- ・ 収穫した柿の集荷はJAの集荷施設で行う。また、西条柿の渋抜きはドライアイスを使用して行っており、部会協同施設と個人所有施設がある。この時期は繁忙期であり、臨時で雇用しているが、雇用者の高齢化が進み、新たな雇用の確保が困難になっており、柿の品質、収量、販売に影響が出ている。
- ・ 西条柿の干し柿(あんぽ柿)の需要は年々伸びている。平成14年から干し柿の加工に取り組み出し、現在は収穫量の3分1が干し柿に加工される。東京、大阪方面に出荷(ギフト用とパック販売用)されるがバイヤーからはもっと欲しいとの声があり今年度も乾燥機を購入して需要に応えようとしている。
- ・ 産地としては干し柿の生産割合を増やしていく方針であるが、皮むきやパック詰めの人手(期間雇用)が足りない状況(作業者が40人必要な工場に30人しか確保できず、残業等で対応)。

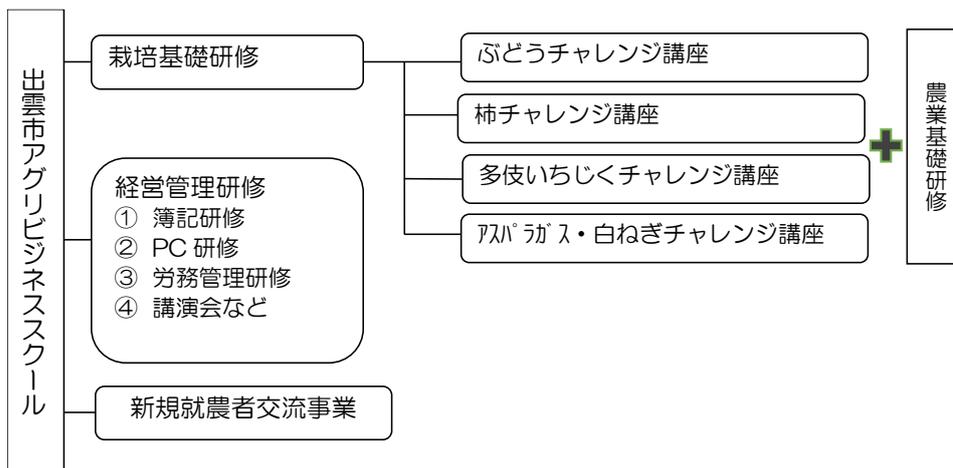


図1 出雲市アグリビジネススクールの全体構成

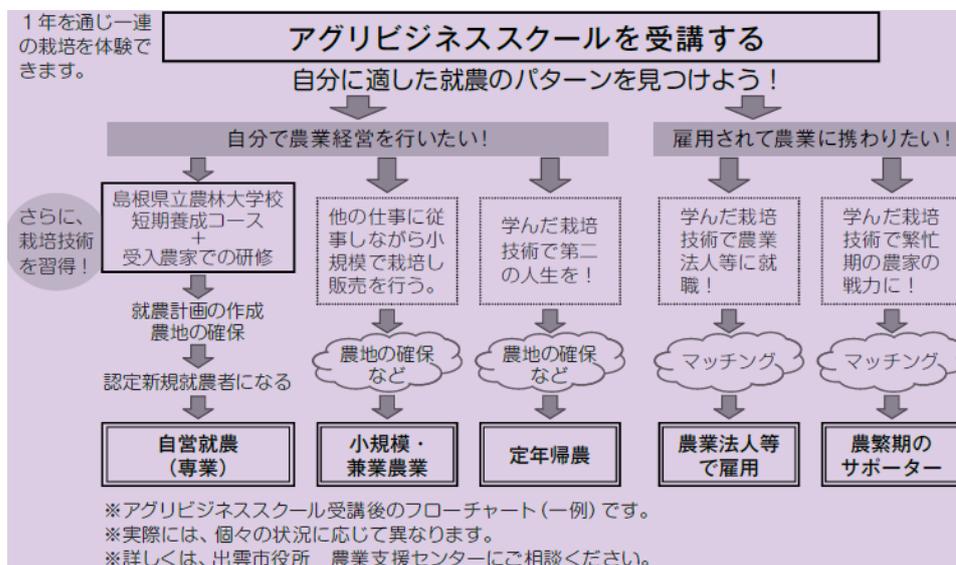


図2 アグリビジネススクール後の就農パターン



年間栽培スケジュール

品種・作型を組み合わせることで労力分散を図っています
～農繁期をずらすことで、大面積の経営が可能となります～

| 品種 | 作型 | 月 | | | | | | | | | | | | 繁忙期 | 年間 作業時間 | |
|---------------|------|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|----|----|----|-----|-------------|-----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | | |
| デラウェア | 早期加温 | ◇ | ○ | ★ | ※ | ■ | | | | | | | | ○ | ジベレリン 処理 | 542 |
| | 普通加温 | ○ | ◇ | ○ | ★ | ※ | ■ | | | | | | | | 摘房・摘 粒収穫 | 499 |
| | 遅加温 | | ◇ | ○ | ★ | ※ | ■ | ■ | | | | | | | | 461 |
| | 無加温 | | ○ | ◇ | ★ | ※ | ■ | ■ | | | | | | | 粒収穫 | 423 |
| シャイン マスカット | 加温 | ○ | ◇ | ○ | ★ | --- | --- | ■ | ■ | ■ | | | | | 新梢管理 | 719 |
| | 二重被覆 | | ○ | ◇ | ★ | --- | --- | ■ | ■ | ■ | | | | | 結実管理 | 671 |
| | 無加温 | | ○ | ◇ | ★ | --- | --- | ■ | ■ | ■ | | | | | 収穫 | 671 |

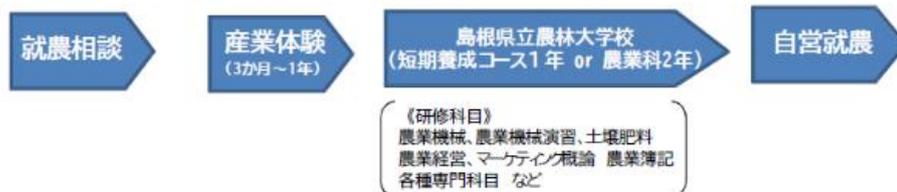
○ビニール被覆 ◇加温開始 ○発芽 ★開花 ※着色開始 ■収穫 赤色文字：繁忙期

図3 ぶどう(デラウェアとシャインマスカット)の年間栽培スケジュール

就農までの流れ

農林大学校を活用した自営就農パターン

■しまね定住財団の産業体験事業(3ヶ月～1年)を活用し、出雲市の農家のもとで農業体験を行った後、農林大学校で専門的な研修を受けることができます。



雇用就農から自営就農するパターン

■しまね定住財団の産業体験事業(3ヶ月～1年)を活用し、農業法人のもとで雇用就農し、栽培技術や経営知識を学んで自営就農を目指すこともできます。

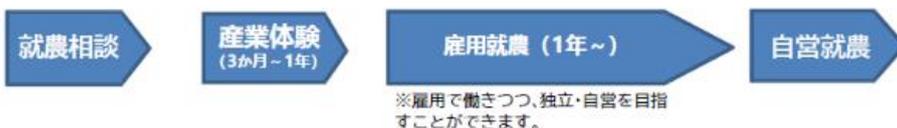


図4 出雲市のぶどう栽培での新規就農パッケージ



写真1 ぶどうハウスのリース団地



写真2 島根県オリジナル品種「神紅(しんく)」



写真3 西条柿の強制誘引開芯自然系の低樹高栽培



写真4 西条柿のV字ジョイント栽培

調書番号 011(香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部)

後継者・担い手育成の取組みの調書

1. 組織名:香川県農業協同組合高松・坂出地区果樹青壮年部
2. 対応者:高松・坂出地区果樹青壮年部 部会長 横関 正知 氏
// 副部会長 藤井 宏二郎 氏
// 副部会長 小林 幸治 氏
// 前部会長 福家 崇 氏
JA香川県東讃営農センター園芸課 池下 貴彦 氏
3. 日時:令和6年3月1日(金)
4. 方法:令和5年度果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰応募資料及び受賞者意見交換会(Zoom 会議)(令和7年2月に追加情報を聞き取り)
5. 調査内容(組織の取組み)

【取組み類型:A】

(ア) 取組開始の経緯

- ・ 高松市の果樹は、かんきつ類を中心に、瀬戸内海に面した北西部の傾斜地を利用して栽培され、温州みかんの長期貯蔵技術の取組みや温室みかん発祥の地として一時代を築いてきた。また、隣接する坂出市でも、高松市にまたがる丘陵の五色台で、かんきつ類が盛んに栽培されており、この地域で発見された果皮の紅が濃い温州みかん「小原紅早生」の導入・普及が進められる等、両地区とも本県を代表する歴史ある果樹産地を形成してきた。
- ・ しかし、温室みかんは、バブル経済の崩壊や重油価格の高騰による収益性の低下から不採算ハウスが撤退し、さらに、両地区ともに、生産者の高齢化や価格の低迷により、他地区同様(過去10年で県内では約65%に減少)に生産者数は減少し、遊休農地が拡大するなど産地基盤の脆弱化が進んでいた。
- ・ このため、産地の将来に不安を抱えていた高松市の若手生産者4名が、産地の維持・発展に向けて、栽培技術の研鑽や担い手の育成を図るとともに、同世代の交流を促進するため、若手生産者の組織化をJAや産地の生産者に働きかけた。これにより、隣接する坂出市の若手生産者と一緒に、平成26年5月に青壮年部を設立することとなった。設立当時の会員は17名(平均年齢は36歳)で、うち約6割の11名が就農5年未満であった。
- ・ また、活動の拠点とするため、平成28年度に果樹経営支援対策事業を活用して、会員の協力のもとで耕作放棄地となる果樹園12aを温州みかん「小原紅早生」に改植し、青壮年部が自主運営するモデル園として整備した。改植作業では、重機の運転資格を有する会員が抜根・整地作業を行い、他の会員も参加して優良品種への更新を行ったことで、自身の経営における改植意欲の向上や会員相互の横の繋がりが強まり、さらに若手生産者の産地を守る取組みとして地域にも広く認知されていった。

(イ) 新規就農者の募集方法等

- ・ 新規就農希望者の募集は、青壮年部独自では行っていないが、関係機関と連携して、JA香川県のインターンシップ生(JA香川県が就農希望者に必要な研修を行うため雇用している特別臨時職員)や県農業大学校の研修生等を積極的に受け入れている。

(ウ) 研修期間、研修の運営方法

- ・ 就農希望者や経験の浅い若手会員の実践的な研修を行う場としてモデル園(下記(カ)参照)を活用しており、専門図書等を用いた座学では身に付けることができない基本管理技術

の習得に向けた研修を行なっている。主な研修内容は、苗木の定植や接木、摘果、収穫・調整、剪定、防除で、基本管理技術の早期習得のため、先輩会員や外部のベテラン生産者が、一緒に作業を行いながら教える形で指導し、月1回程度の研修を実施している。さらに、モデル園以外での実地研修や座学での勉強会も年4回程度行っている。

- ・ モデル園の管理については、苗木の定植から結果樹園になるまでの育成経費、労働時間を明らかにし、果実販売で得た収益を実際に栽培管理に従事した会員の労働時間を基に報償費として分配している。これにより、会員の参加意欲を高めながら、経営感覚を習得できる研修の場として運営面で工夫しながら取り組んでいる。さらに、状況に応じて、就農希望者に基本管理を任せるとして、栽培管理上の自己解決能力を養う機会ともなっている。
- ・ また、モデル園における、新農薬の実証展示試験やドローン防除など最新技術・機器の実証のほか、県の普及・研究機関や農薬メーカーの技術者を講師とした勉強会の開催や県外産地、研究機関等への視察研修にも積極的に取り組み、技術向上に努めている。
- ・ さらに、青壮年部の設立を契機として、県西部の観音寺市・三豊市で、同様に西部果樹青壮年部が立ち上げられ、平成28年8月には両組織を構成員とする県域の組織も設立されて、県東西の若手生産者による園地視察といった新たな相互交流も生まれ、県域での横の繋がりができている。

(エ) 就農希望者等の生活安定の方法

- ・ 新たに会員となる就農希望者には、JA香川県の農業インターン制度や国の新規就農者育成総合対策の利用を促し、就農まで、安心して研修に専念できるよう関係機関と連携しながらサポートを行っている。

(オ) 就農希望者等への園地等の斡旋の状況

- ・ 非農家や県外からの新規参入者は、優良農地や水利権、農業機械の確保、栽培品目・品種の選定などの情報が得にくく、適切な判断が難しいことから、先輩会員が中心となって相談に乗りながら、地域との橋渡し役として、耕作放棄地となる見込みの結果樹園などの有力な情報を把握し新規就農者に繋ぐことで、就農後の未収益期間が短縮できるよう取り組んでいる。

(カ) 園地の集積・集約、整備の状況

- ・ 平成28年に果樹経営安定対策事業で整備した温州みかん「小原紅早生」のモデル園12aは、令和5年11月に若手会員へ継承した。
- ・ 令和5年度には新たなモデル園(約10a)を整備し、令和6年3月に小原紅早生を新植した。
- ・ 新たなモデル園は会員により管理されており、苗木の定植から結果樹になるまでを経験できる研修の場としての機能は継続されるとともに、結果樹園に育成された際は、若手会員へ継承する予定となっている。
- ・ さらに、令和7年度から、高齢化により生産終始する生産者から温州みかん(興津早生)の園地10aを借り受け、会員で管理して研修園として活用する予定。

(キ) 研修と就農の実績、就農時の園地継承の実績

- ・ 令和5年11月現在、青壮年部の会員数は、14名増加して31名に拡大し、会員の平均年齢は42歳となっている。会員のうち、非農家出身者が10名(うち県外出身:5名)、雇用就農者が3名となっており、青壮年部内に非農家出身者や県外からの移住者、他産業からの参入者など多様な人材がいることで、様々な発想やアイデアが生まれ、今後の新たな活動の展開が期待されるなど、組織の強みとなっている。
- ・ 青壮年部の活動を通じて地域に若手生産者の存在が広く認知されたことで、高齢化や労

力不足により、耕作放棄地となる見込みの園地の貸借等の声が会員にかかりやすくなり、産地の果樹の平均栽培面積が0.55haであるのに対して、会員の平均栽培面積は1.9ha、さらにその内3名が5ha以上となっており、園地の継承および集積が進んでいる。

(ク) 就農後の経営・栽培技術・販路確保等の支援体制と内容

- ・ 青壮年部では、モデル園を拠点として就農希望者だけでなく、就農後の若手生産者も含めた管理技術中心の研修を実施しており、年会費を払って青壮年部に加入することで、各種研修に自由に参加できる。
- ・ 新規就農者に対しては、県農業改良普及センターや高松市・坂出市、JA香川県により、就農相談から定着までの一貫した支援体制が整備されていることから、こうした関係機関と連携しながら、サポートに努めている。
- ・ さらに、JA香川県が、当組織の事務局を担っていることから、品種の選定を含めた販売面での相談、収穫等の人手が必要な場合は、JA香川県無料職業紹介所「アグリワーク」を活用した臨時雇用の確保などのサポートを受けやすい体制となっている。



写真1 平成28年度に活動拠点として整備したモデル園(青線の枠内)



写真2 モデル園の研修で説明する先輩会員(中央)



写真3 モデル園での収穫作業の現地研修



写真4 外部のベテラン生産者によるモデル園以外での現地研修（接木）



写真5 定植後、結果樹園となったモデル園は若手会員に園地継承